

第11章 放射性物質対策

第1節 現状と課題

市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関して「原子力災害対策重点区域」に市の地域は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかしながら、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京においても、様々な影響を及ぼした。

原子力災害は極めて広範囲において対策が求められる可能性があること及び、放射性物質等による影響は五感では感じられないという特殊性を踏まえ、放射性物質等による影響を可視化し、正確な情報の提供により、市民の不安や混乱を払拭する対策を講じる必要がある。

なお、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の市の対応は以下のとおりである。

- ◆ 市内の放射線量測定の実施
定点測定 小平第一小学校校庭、小平第二小学校校庭、小平第五小学校校庭、
上水中学校校庭、大沼保育園園庭、上宿保育園園庭
- ◆ 学校及び保育園の給食食材の放射性物質検査の実施
- ◆ 小型放射線量測定器の貸し出し（572件）
- ◆ 専門家による講演会の開催 2回

1. 市民への情報提供

平成23年7月より定期的な空間放射線量の定点測定等を行い、結果をホームページで公表しているほか、平成24年4月より市民や事業所への小型放射線量測定器の貸出を行っている。

また、都では、従来から新宿区百人町のモニタリングポストにて空間放射線量の測定を行っていたが、事故後はモニタリングポストを8か所に増設し、平成23年10月からは市内の都立薬用植物園においても常時測定を行っている。

2. 体制整備

平成24年5月に、放射能対策に係る市内の情報共有及び新たな対策が必要となった場合の協議・検討を目的として、小平市放射能対策市内連絡会を設置し、関係各課の連携強化を図っている。

第2節 取組の方向性

1. 情報提供体制の構築

発災時は、都等の関係機関と連携し、空間放射線量の測定箇所を増やすなど、モニタリング体制を強化するとともに、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供に努める。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

《対策一覧》

- 1 情報提供体制の整備
- 2 市民への情報提供等

1. 情報提供体制の整備

1-1. 小平市が取り組む内容

市は今後、市内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、応急対策を参照）。

2. 市民への情報提供等

2-1. 小平市が取り組む内容

市は、国、都、所在自治体及び原子力事業者と協力して、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、広報活動等の取り組みを行う。

図表 II-371 情報提供等に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (環境政策課)	<p>《広報活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内の空間放射線量測定結果、放射性物質・放射線の特性や健康への影響、原子力災害や緊急時の対策等に関する広報活動を行う。 <p>《その他の情報提供活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ◆ 市の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

《応急対策》

《対策一覧》

- | |
|---|
| 1 情報連絡体制
2 市民への情報提供等
3 放射線等使用施設の応急措置
4 核燃料物質輸送車両等の応急対策 |
|---|

1. 情報連絡体制

1-1. 小平市が取り組む内容

放射性物質への対応が必要となった場合は、災害対策本部の下に、市の関連部署で構成する放射能対策連絡調整会議を設置する。

図表 II-372 放射能対策連絡調整会議

《役割》

- ◆ 市全体で連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。
- ◆ 構成部署は以下のとおり。
 総務課、防災危機管理課、市民協働・男女参画推進課、産業振興課、文化スポーツ課、子育て支援課、保育課、健康推進課、環境政策課、資源循環課、下水道課、水と緑と公園課、道路課、施設整備課、教育総務課、学務課、指導課、公民館、中央図書館

《運営》

- ◆ 放射能対策連絡調整会議の事務は環境衛生班が掌理する。

2. 市民への情報提供等

2-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-373 市民への情報提供等に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (環境衛生班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表 ◆ 東京都等関係機関が測定するデータの収集等 ◆ 空間放射線量の測定箇所を増やすなど、モニタリング体制を強化する。

3. 放射線等使用施設の応急措置

3-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-374 放射線等使用施設の応急措置に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (本部班、 避難班、 環境衛生班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対する避難の指示 ・ 住民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の保護 ・ 情報提供、関係機関との連絡

⇒資料編第42「RI法の対象事業所」(資料編P.94)

3-2. 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-375 東京都関係機関が取り組む放射線等使用施設の応急措置に係る内容

関係機関	内 容
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。また、事故の状況に応じ必要な措置を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ・ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ◆ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
東京都 (福祉保健局) 多摩小平保健所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ RI(※)使用医療施設での被害が発生した場合、RI管理測定班を編成し、必要な措置を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ RI管理測定班は、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とし、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入の禁止、住民の不安の除去に努める。

※RI(ラジオ・アイソトープ)

放射線を出す同位元素(ウラン・ラジウム・カリウム等)のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

3-3. その他関係機関が取り組む内容

図表 II-376 放射線等使用施設の応急措置に関してその他関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
国 (文部科学大臣)	◆ 必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずる。
事業者	◆ 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告する。

4. 核燃料物質輸送車両等の応急対策

4-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-377 核燃料物質輸送車両等の応急対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (本部班、避難班、環境衛生班)	◆ 東京都や関連機関と連携し、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対する避難の指示 ・ 住民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の保護 ・ 情報提供、関係機関との連絡

4-2. 関係機関の取り組み

図表 II-378 核燃料物質輸送車両等の応急対策に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
警視庁 小平警察署	◆ 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。 ◆ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 ◆ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
東京消防庁 小平消防署	◆ 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に報告するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
東京都 (総務局)	◆ 事故の通報を受けた場合、ただちに区市町村をはじめ関係機関に連絡する。 ◆ 国への専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。
その他 (事業者等)	◆ 事業者等(輸送事業者、事業者、現場責任者)は、事故発生後ただちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。 ◆ 警察官又は消防吏員の到着後、必要な情報を提供し、その指示に従

	い適切な措置をとる。
国	<ul style="list-style-type: none">◆ 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。◆ 係官は、事故の状況把握に努め、警察官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。◆ 専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

《復旧対策》

《対策一覧》

- | |
|-------------|
| 1 保健医療活動 |
| 2 放射性物質への対応 |
| 3 風評被害への対応 |

1. 保健医療活動**1-1. 小平市が取り組む内容**

図表 II-379 保健医療活動に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (救護班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都と連携して、健康相談に関する窓口を設置する。 ◆ 住民の求めに応じ、公立病院等において外部被ばく線量の測定等を実施する。

2. 放射性物質への対応**2-1. 小平市が取り組む内容**

図表 II-380 放射性物質への対応に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (環境衛生班、 施設所管課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

3. 風評被害への対応

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、都と協力し、正しい情報を把握し発信する。

第12章 住民の生活の早期再建

【被害想定】

被害項目	想定される被害
建物被害 ^{※1}	10,836棟
ゆれによる建物全壊	2,322棟
ゆれによる建物半壊	4,261棟
地震火災 ^{※2}	4,632棟
がれきの推定発生量	63万t (約82万m ³)
避難者数	58,129人
避難生活者数	37,784人
疎開者人口	20,345人
上水道の断水率	55.5%
下水道管きよ被害率	19.3%

※1 ゆれによる建物被害と地震火災の想定が異なるため合計値は合わない。

※2 地震火災による建物被害には、焼失した建物に倒壊した建物を含まない。

第1節 現状と課題

1. 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「罹災証明書」の早期発行が可能となるよう「東京都被災者生活再建支援システム」を平成30年7月より導入している。住家被害認定の際は、内閣府作成の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に従い、公平な判定に努めるとともに、住家被害認定を早急に実施することができる体制整備が必要である。

また、義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にしておく必要がある。

2. 災害用トイレの備蓄及びし尿処理

小平市下水道地震対策計画に基づき緊急計画対象箇所の耐震化工事を実施するとともに、災害用トイレの備蓄を進めており、3日分程度の目標数量を達成している。

また、都関係部局、都外の自治体、民間事業者等とし尿処理に関する応援協定・協力協定を締結している。

◆ 災害用トイレの備蓄（令和2年度末時点）	
・ マンホールトイレ	314基（38か所）
・ 組立トイレ	65基
・ 簡易トイレ	148個
・ 使い捨てトイレ	203,000回分

発災時には、55.5%の上水道の被害と、19.3%の下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧までの間を乗り切るため、被災後のトイレ機能の確保対策を講じる必要が

ある。

3. ごみ処理、がれき処理

最大で63万トンのがれきが発生し、これは市が平常時に処理する廃棄物量の12年分に相当する。この大量のがれき等を処理するためには、小平市災害廃棄物処理計画に則った処理を行う必要がある。

また、ごみ焼却施設が再稼働するためには、電気や水道の復旧が必要である。それまでの間に家庭や避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となる。

第2節 取組の方向性

1. 生活再建事務対策の迅速化

地震等の大規模な災害が発生した際に、迅速かつ効果的に被災者の生活再建を支援するため、平成30年7月に東京都被災者生活再建支援システムを導入している。

発災時に備えて平時より住民基本台帳システム及び家屋課税台帳に記載された情報を定期的に更新するほか、各種研修等を通じた操作方法の習熟や速やかな住家被害認定調査及び罹災証明書発行に資する体制の構築に努める。

加えて、義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制を構築することで、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

2. 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等から排水を受ける下水道管の耐震化を進めるとともに、災害用トイレを備蓄等により確保する。また、各避難所等へのマンホールトイレの整備を踏まえ、マンホールトイレ設置訓練等を実施し、習熟を図ることとする。

3. ごみ、がれきの処理体制の構築

ごみやがれきの処理については、市が実施主体となっていくものであるが、必要に応じて都の支援を受けることとする。こうした点を踏まえ、一次集積から最終処分までの流れを円滑に行い、一次集積場所に長期間滞留させない対策を含め「がれき処理マニュアル」を策定する。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

《対策一覧》

- 1 生活再建のための事前準備
- 2 トイレの確保及びし尿処理
- 3 ごみ処理
- 4 がれき処理
- 5 災害救助法等

1. 生活再建のための事前準備

生活復旧の基礎となる罹災証明書の迅速な発行に向けた体制の構築等により、迅速な生活復旧体制の確保を図る。

1-1. 災害時の罹災証明書の交付に向けた実施体制整備

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-381 罹災証明書の交付に向けた実施体制整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、 税務課、 収納課、 市民課、 都市計画課、 建築指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成29年5月に都が策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査や、罹災証明発行体制等の庁内体制を整備する。 ◆ 都が実施する各種研修や訓練を通して、被災者生活再建支援システムの操作方法等の習熟や業務のマネジメント及び実務を担う人材の育成を進めていく。 ◆ 調査体制を充実させると共に、小平消防署と協定締結や事前協議等を行い、罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。 ◆ 市は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。

(2) 東京消防庁小平消防署が取り組む内容

図表 II-382 罹災証明書の交付に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内容
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 ◆ 市との協定締結や事前協議による火災の罹災証明書の交付に係る連携体制を確立する。 ◆ 発行時期、発行場所について市と連携を図り、火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施する。

1-2. 義援金の配分

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-383 義援金の配分に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (生活支援課、 会計課)	◆ 都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする(詳細手続きは応急対策、復旧対策に記述)。

2. トイレの確保及びし尿処理

災害用トイレを確保するとともに、各避難所や避難場所等からのし尿の収集処理の体制を構築する。

2-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-384 トイレの確保及びし尿処理に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	<p>《災害用トイレの確保等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難者75人当たり1基の災害用トイレを確保するため、マンホールトイレ、組立トイレ、簡易トイレ及び使い捨てトイレを整備、備蓄をしている。引き続き適切な維持管理に努める。 ◆ 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 <p>《災害用トイレの普及啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害用トイレの設置にあたって、し尿の収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、設置場所や備蓄状況、設置体制・維持管理方法等について周知する。 ◆ 事業所・家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活水の確保を推進する。 ◆ 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練(設置訓練・利用訓練等)を実施する。 <p>《生活水の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 震災対策用井戸の指定、避難所応急給水栓の設置や消火栓等による応急給水、学校プール等により生活水の確保に努めている。 ◆ 市は、各避難所において避難者数に応じた生活水の確保に努める。 <p>《し尿処理体制の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害用トイレ等の設置状況の確認など、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等をあらかじめ確保しておく。 ◆ 都下水道局との覚書の締結による清瀬水再生センターへの搬入体制を整備するとともに、管きよを所管する市町村と協力し、管きよへの搬入体制を整備する。

2-2. 事業所及び家庭が取り組む内容

図表 II-385 トイレの確保及びし尿処理に関して事業所、家庭が取り組む内容

主 体	内 容
事 業 所 庭	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水道の復旧に相当の時間を要するおそれがあるため、当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄 ◆ 水の汲み置き等により生活用水を確保

3. ごみ処理

発災後、家庭や避難所等で発生したごみが無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすほか、復旧活動等の障害ともなることから、震災等により排出されるごみを迅速に処理する体制を確保する。

3-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-386 ごみ処理に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (防災危機管理課、 資源循環課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみ処理に関する窓口 ◆ 小平市清掃事業協同組合及び小平・村山・大和衛生組合と連携して、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握するほか、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保するなど事務継続体制の強化を図る。 ◆ あらかじめ「災害発生時のごみ処理マニュアル」を策定する。

4. がれき処理

応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等のがれきの再利用、適正処理を図る体制を確保する

4-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-387 がれき処理に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (防災危機管理課、 資源循環課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ あらかじめ、一時集積場所の候補地を指定する。 ◆ 小平・村山・大和衛生組合及び小平市清掃事業協同組合と連携して、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。 ◆ あらかじめ「がれき処理マニュアル」を策定する。

5. 災害救助法等

災害救助法や激甚災害法の適用条件について確認し、災害時に必要な措置がとれる体制を構築する。

5-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-388 災害救助法の適用に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>小 平 市 (防災危機管理課、 財 政 課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。 ◆ 市長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。 <p>《救助実施体制の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 救助実施組織の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実現するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。 ・ そのため、市は、災害対策本部の組織を救助法適用後、救助実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、救助業務の習熟に努める。 ◆ 被害状況調査体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。 ◆ 救助の実施に必要な関係帳票の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられていることから、災害時に遅延なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておく。

【災害救助法の適用について】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生した段階の適用基準 救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。 【適用基準】 (1) 市の区域内で住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。 (2) 都の区域内の住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。 (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数世帯の住家が滅失したこと。 (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。 (東京都地域防災計画) ・ 災害が発生するおそれ段階の適用 令和3年5月の災害救助法の改正により、災害が発生するおそれのある段階において、国の災害対策本部が設置された場合には、都が災害救助法を適用することが可能となった。
--

【被災世帯の算定基準】

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれの住家の滅失した1世帯とみなす。

滅失住家 1世帯 = 全壊（全焼・流出）住家 1世帯
 = 半壊（半焼）住家 2世帯
 = 床上浸水 3世帯

〔参考例〕

現在の小平市では、床上浸水が300世帯以上になると救助法が適用されることになる。
 $300\text{世帯} \div 3\text{（計数率）} = 100\text{世帯基準}$ （適用基準（1）に該当）

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの

損壊部分が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

エ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

アからウに該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土石砂竹木等が堆積し、一時的に居住できなくなったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

（東京都地域防災計画 一部加工）

【激甚災害法指定基準】

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

激 甚 災 害 指 定 基 準	適用すべき措置
<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × おおむね 100 分の 0.5</p> <p>(B 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × おおむね 100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>1 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 25</p> <p>2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 5</p>	<p>法第2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>
<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × おおむね 100 分の 0.5</p> <p>(B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × おおむね 100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県内の事業費査定見込総額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100 分の 4</p> <p>2 一の都道府県内の事業費査定見込額 > おおむね 10 億円</p>	<p>法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)</p>
<p>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。</p> <p>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × おおむね 100 分の 1.5 であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>	<p>法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>

<p>次のいずれか該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A 基準) $\text{農業被害見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times \text{おおむね } 100 \text{ 分の } 0.5$</p> <p>(B 基準) $\text{農業被害見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times \text{おおむね } 100 \text{ 分の } 0.15$</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 \times おおむね 100 分の 3</p>	<p>法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>
<p>次のいずれか該当する災害</p> <p>(A 基準) $\text{林業被害見込額} \text{ (樹木に係るものに限る。以下同じ。) } > \text{当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額} \times \text{おおむね } 100 \text{ 分の } 5$</p> <p>(B 基準) $\text{林業被害見込額} > \text{当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額} \times \text{おおむね } 100 \text{ 分の } 1.5$</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 \times 100 分の 60</p> <p>2 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 \times おおむね 100 分の 1</p>	<p>法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>
<p>次のいずれか該当する災害</p> <p>(A 基準) $\text{中小企業関係被害額} > \text{当該年度の全国中小企業所得推定額 (第2次産業及び第3次産業国民所得} \times \text{中小企業付加価値率} \times \text{中小企業販売率) } \times \text{おおむね } 100 \text{ 分の } 0.2$</p> <p>(B 基準) $\text{中小企業関係被害額} > \text{当該年度の全国中小企業所得推定額} \times \text{おおむね } 100 \text{ 分の } 0.06$</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 \times 100 分の 2</p> <p>2 中小企業関係被害額 > 1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>	<p>法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>

<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>	<p>法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)、第19条(市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)</p>
<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講じられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上かつ次のいずれかに該当するもの (1) 滅失住宅戸数が一市町村の区域内で200戸以上 (2) 滅失住宅戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数が被災地全域で1,200戸以上かつ次のいずれかに該当するもの (1) 滅失住宅戸数が一市町村の区域内で400戸以上 (2) 滅失住宅戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>	<p>激甚法第22条(罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)</p>
<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等の小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>	<p>激甚法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>

【局地激甚災害法指定基準】

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

局 地 激 甚 災 害 指 定 基 準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税込額×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合計額がおおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置。 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>

<p>3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。 ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね100分の0.05の場合を除く。 かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞おおむね300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×おおむね100分の25の市町村が1以上ある災害</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>
<p>4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、13条及び15条の措置</p>

《**応急対策**》

《対策一覧》

1 被災住宅の応急危険度判定	2 被災宅地の危険度判定
3 住家被害状況調査等	4 罹災証明書の交付準備
5 義援金の募集・受付	6 トイレの確保及びし尿処理
7 ごみ処理	8 がれき処理
9 災害救助法等の適用	10 激甚災害の指定

1. 被災住宅の応急危険度判定

1-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-389 被災住宅の応急危険度判定に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>小 平 市 (都 市 整 備 班)</p>	<p>《判定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 民間住宅（都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅及び独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅以外の住宅）について、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、地震発生後 10 日以内に完了することを目標に、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 ◆ 応急危険度判定実施本部を設置した場合は、速やかに都本部に設置される被災建築物応急危険度判定支援本部に東京防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を要請する。 ◆ 判定は東京都被災建築物応急危険度判定マニュアルにより実施する。 ◆ なお、都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅は都及び都住宅供給公社が、独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅は各管理者が判定を実施する。 <p>《判定結果の表示》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

2. 被災宅地の危険度判定

2-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-390 被災宅地の危険度判定に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小 平 市 (都 市 整 備 班)	<p>《判定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、市民の安全の確保を図るため、震災等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置、他の災対班に属する被災宅地危険度判定士を含めた人員の調整、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 ◆ 市は、被害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて都知事に被災宅地危険度判定士の派遣等の支援を要請する。 <p>《判定結果の表示》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。 ◆ 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

【被災宅地の危険度判定の対象宅地】

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地。

3. 住家被害状況調査等

3-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-391 住家被害状況調査に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小 平 市 (調 査 班 、 調 査 協 力 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 内閣府が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等にそって、あらかじめ検討しておいた（予防対策参照）被害認定を行うための具体的な調査方法、判定方法に基づき、住家の被害状況調査を実施する。 ◆ 調査結果について、災害対策本部に報告する。 ● 災害対策本部は、調査結果を都本部に報告する。

3-2. 東京消防庁小平消防署が取り組む内容

図表 II-392 家屋・住家被害状況調査等に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内容
東京消防庁 小平消防署	◆ 火災による被害状況調査を行う。

4. 罹災証明書の交付準備

4-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-393 罹災証明書の交付準備に関して小平市が取り組む内容

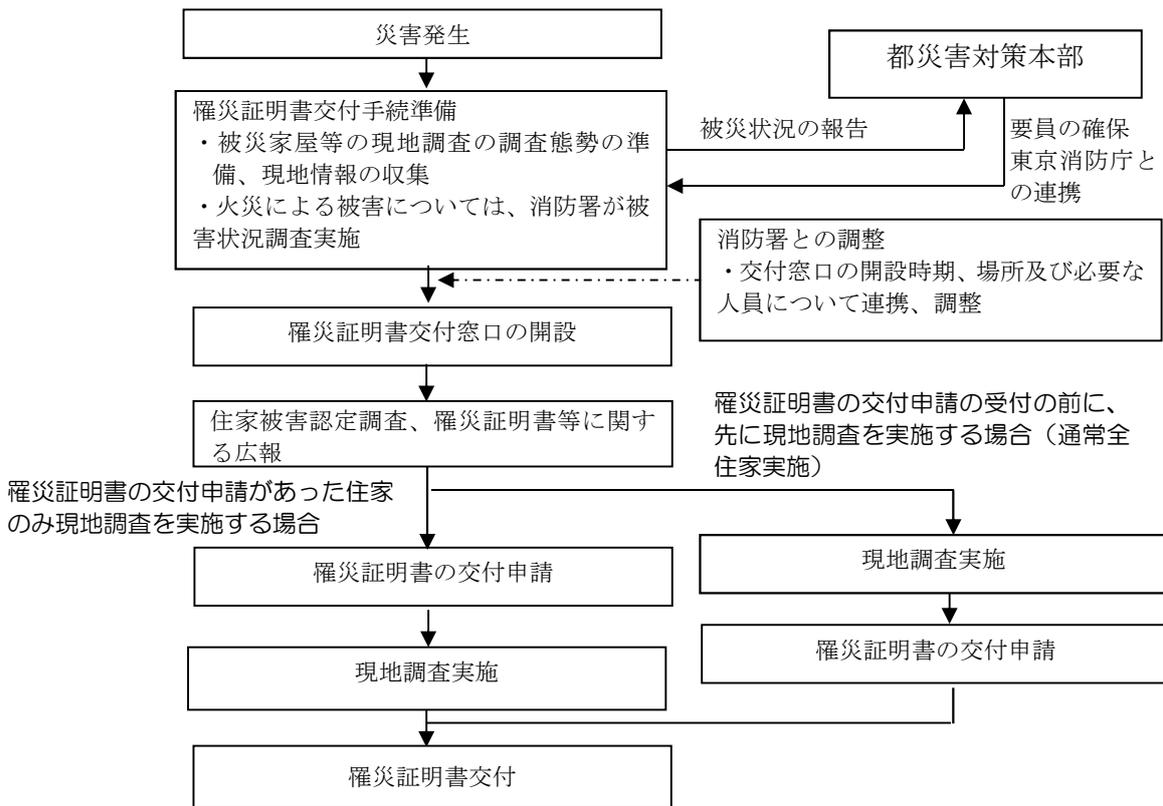
関係機関	内容
小平市 (調査班、 調査協力班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。 ◆ 東京都被災者生活再建支援システムに最新の住民基本台帳や家屋課税台帳に記載された情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。 ◆ 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有した上で、住家被害認定調査を実施する。 ◆ 罹災証明書の交付基準や交付時期、交付場所等を広報等により周知する。 ◆ 火災による被害状況調査の実施に向けて、小平消防署と連携を図る。

4-2. 東京消防庁小平消防署が取り組む内容

図表 II-394 罹災証明書の交付準備に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内容
東京消防庁 小平消防署	◆ 市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。

図表 II-395 罹災証明書の交付準備に関する業務手順



5. 義援金の募集・受付

5-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-396 義援金の募集・受付に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (援護班、出納班)	<p>《募集の検討》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害の状況及び都、日本赤十字社等の動向を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都が行う義援金募集に協力して行うか、市独自で義援金の募集を行うかについても検討し決定する。 ◆ 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。 <p>《都が行う義援金募集に協力する場合の受付》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 義援金の募集が決定した場合は、各機関において募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。 ◆ 寄託された義援金は、出納班で受け付けるほか、募金口座への振込みによる義援金を受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け付け後、出納班に引継ぐ。 ◆ 受領した義援金については、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。ただし、口座への振込みによる場合は、振込み用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ◆ 義援金の受付状況については、東京都義援金配分委員会※（以下、

	<p>「都委員会」という。)が設置された場合には、これを報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会に送金する。</p> <p>《市独自で義援金募集を行う場合の受付》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市独自で義援金募集を行うことが決定した場合は、小平市義援金配分委員会を設置する。 ◆ 都が行う義援金募集に協力する場合の受付に準じて実施する。 <p>《義援品（義援物資）の受付》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 義援品は原則として受け取らないものとするが、必要により義援金の受付に準じて対応する。
--	--

【東京都義援金配分委員会】
 義援金を確実、迅速、適切に募集・配分するため都本部に設置される委員会であり、委員会は都、市区町村、日本赤十字社東京都支部、その他防災関係機関の代表者による構成となる。

図表 II-397 義援金受領書のフォーマット

義 援 金 受 領 書	
	No. _____
・ 義援金	<u>金</u> _____ <u>円</u>
<p>以上のおり確かに受領致しました。</p> <p>ご厚意に厚く御礼申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">小平市災害対策本部長</p> <p style="text-align: center;">小平市長 印</p>	

5-2. 日本赤十字社が取り組む内容

図表 II-398 義援金の募集・受付に関して日本赤十字社が取り組む内容

関係機関	内容
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日赤東京都支部事務局（振興部赤十字社員課）、都内日赤施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。 ◆ 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。 ◆ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

6. トイレの確保及びし尿処理

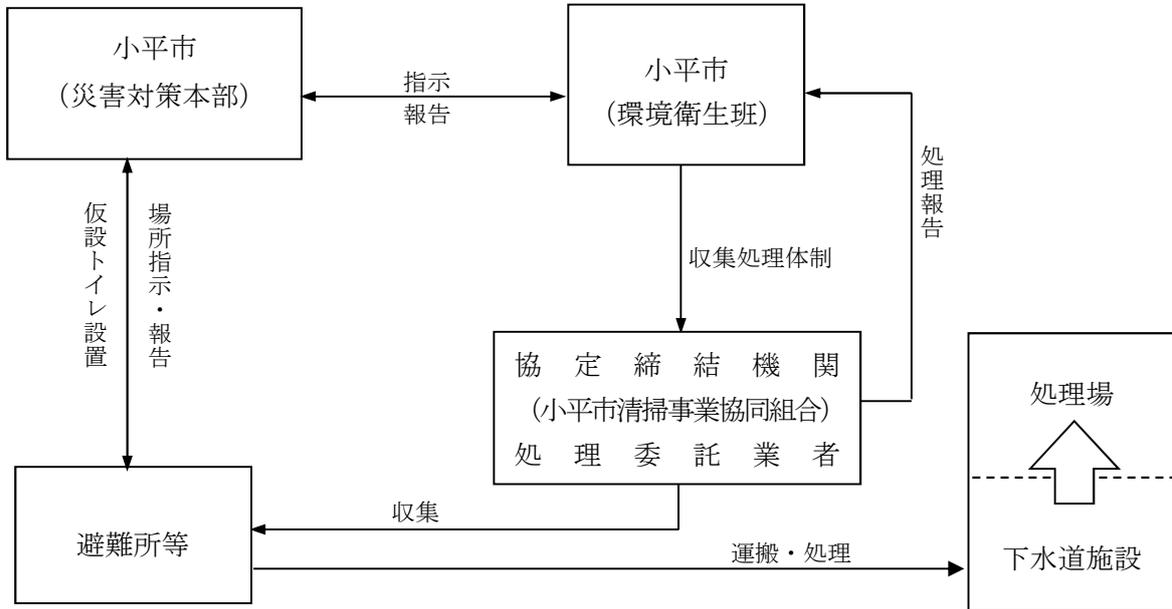
6-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-399 トイレの確保及びし尿処理に関して小平市が取り組む内容

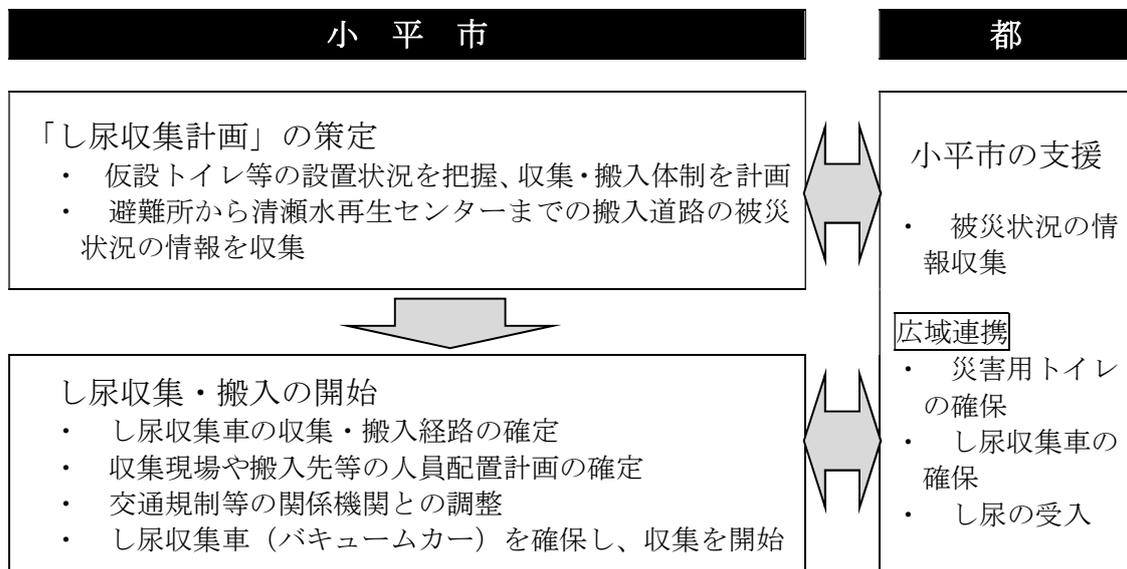
関係機関	内容
小平市 (環境衛生班、避難班)	<p>《し尿処理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害状況、収集場所等の情報を基にして、「し尿収集計画」を作成する。 ◆ 計画に基づき、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センターなどに搬入する。 ◆ 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、都に応援を要請する。 <p>《避難所での対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難場所における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災対策用井戸、学校のプール、消火栓等による応急給水等によって生活用水を確保し、利用可能な下水道機能の有効利用を図る。 ・ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保する。 ◆ 避難所における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災後、断水した場合には、震災対策用井戸、学校のプール、雨水貯留槽等の水を使用し、利用可能な下水道機能の有効利用を図る。 ・ 避難班は、災害状況に応じ、市が備蓄する災害用トイレを設置する。その際には、高齢者、障がい者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。 ・ 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、し尿収集車による収集を要しないマンホールトイレなどを使用する。 ・ 発災後4日目からは、市は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。 ・ 備蓄分が不足した場合には、協定を締結している機材レンタル

業者への仮設トイレの調達要請のほか、都福祉保健局に要請する。

図表 II-400 し尿処理体制



図表 II-401 し尿処理に係る業務手順



6-2. 家庭や事業所等が取り組む内容

図表 II-402 トイレの確保等に関して家庭や事業所等が取り組む内容

主 体	内 容
事 業 所 等 家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、震災対策用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。 ◆ 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

7. ごみ処理

7-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-403 ごみ処理に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (環 境 衛 生 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、一次集積場所等の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定する。 ◆ 「災害発生時のごみ処理マニュアル」に沿って可能な限り主体的に対応する。 ◆ 被災が広範囲に及び時などは、都や一部事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。 ◆ 具体的なごみ処理の手順については別表の通り。

(別表：ごみ処理の手順)

<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみの一時集積 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生により短期間でのごみの処理が困難なときは、ごみの一時集積場所を指定し、搬送を行う。 ・ごみの一時集積場所の選定に際しては、次の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 他の応急対策事業への支障 イ 環境衛生への影響 ウ 搬入における利便性 エ 焼却、最終処分等における利便性 ◆ ごみの搬送方法 <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結機関（小平市清掃事業協同組合）及びその他の平常時における委託会社の協力を得るなどして、一時集積場所への搬送を行う。 ◆ 一時集積場所の消毒 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの一時集積場所は、環境衛生班が定期的に消毒を実施する。また、処理ができずに道路、空地にごみが放置されている場合も同様とする。 ◆ ごみの焼却・最終処分 <ul style="list-style-type: none"> ・一時集積場所に搬入されたごみは中間処理場（小平・村山・大和衛生組合）における中間処理の後、最終処分場へ搬出する。

8. がれき処理

8-1. 小平市が取り組む内容

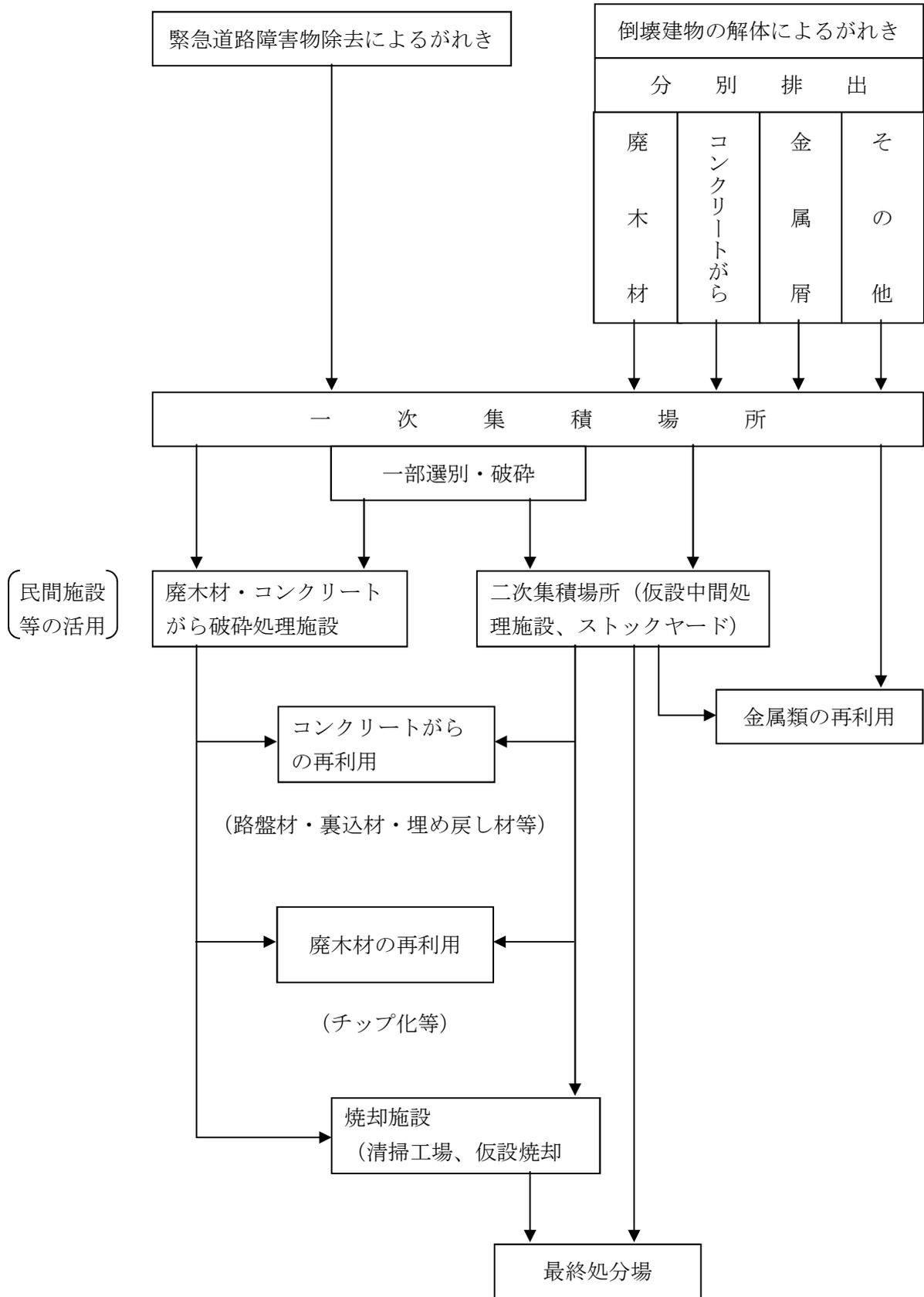
図表 II-404 がれき処理に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (環境衛生班)	<p>《処理計画の策定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は、あらかじめ定めた「がれき処理マニュアル」に沿って、災害廃棄物処理実行計画を策定し、再利用及び適正処理を基本とした迅速な処理を行う。 <p>《がれきの撤去等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 倒壊建物の解体、がれきの撤去は、国等が特別措置を講じた場合を除いて、原則的に所有者の負担により行うこととし、市民に対し直接搬送の協力を依頼する。依頼は、市本部を経由し、広報班が行う。 <p>《必要な協力体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ がれきの処理にあたっては、資機材の提供を含め、小平市建設業協会等関係業者に協力を求め、効率的に実施する。 ◆ 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援要請する。

図表 II-405 がれき処理の処理手順

段 階	設 置 場 所
第1段階 発災直後 ～ 2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急道路障害物除去等による震災がれきの搬入 ◆ 被災状況の把握 ◆ 域内発生量の予測 ◆ 必要な組織の設置 ◆ 災害廃棄物処理実行計画の策定
第2段階 第1段階終了後 ～ 2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 解体等の受付開始に伴う準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 解体業者等との契約 ・ 集積場所の確保 ・ 受付窓口の決定 ◆ など
第3段階 発災1か月後 以降	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 解体・撤去作業及び震災がれきの処理

図表 II-406 がれき処理の基本的流れ



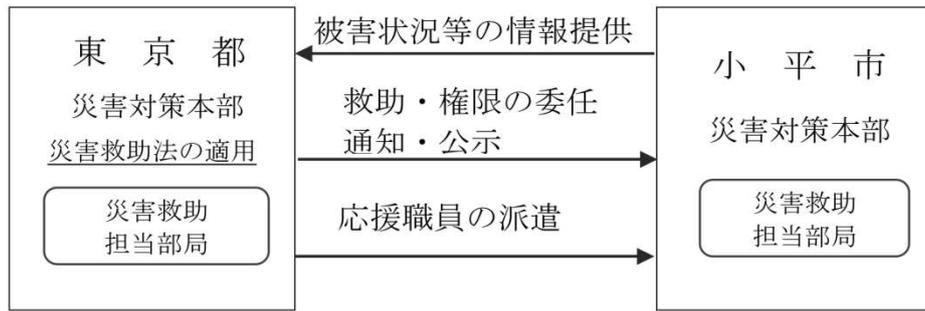
9. 災害救助法等の適用

9-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-407 災害救助法等の適用に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (財 政 班)	<p>《適用手続》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害に際し、市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、ただちにその旨を都知事に報告する。 ◆ 災害の事態が急迫して、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受ける。 ◆ 災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。 <p>《適用の申請》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長が救助法の適用を都知事に要請する場合は、都総務局（総合防災部）に対し、次に掲げる事項について無線電話等により要請し、後日、文書によりあらためて処理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生の日時及び場所 ・ 災害の原因及び被害の状況 ・ 適用を要請する理由 ・ 必要な救助の種類 ・ 適用を必要とする期間 ・ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 ・ その他必要な事項 <p>《救助の種類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害救助法に基づく救助は、次のような種類がある。 <p>災害が発生するおそれのある段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の供与 ・ 避難行動が困難な要配慮者等の輸送 <p>災害が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所及び応急仮設住宅の供与 ・ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ・ 医療及び助産 ・ 被災者の救出 ・ 被災住宅の応急修理 ・ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ・ 学用品の給与 ・ 埋葬 ・ 死体の捜索及び処理 ・ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

図表 II-408 災害救助法に係る業務手順



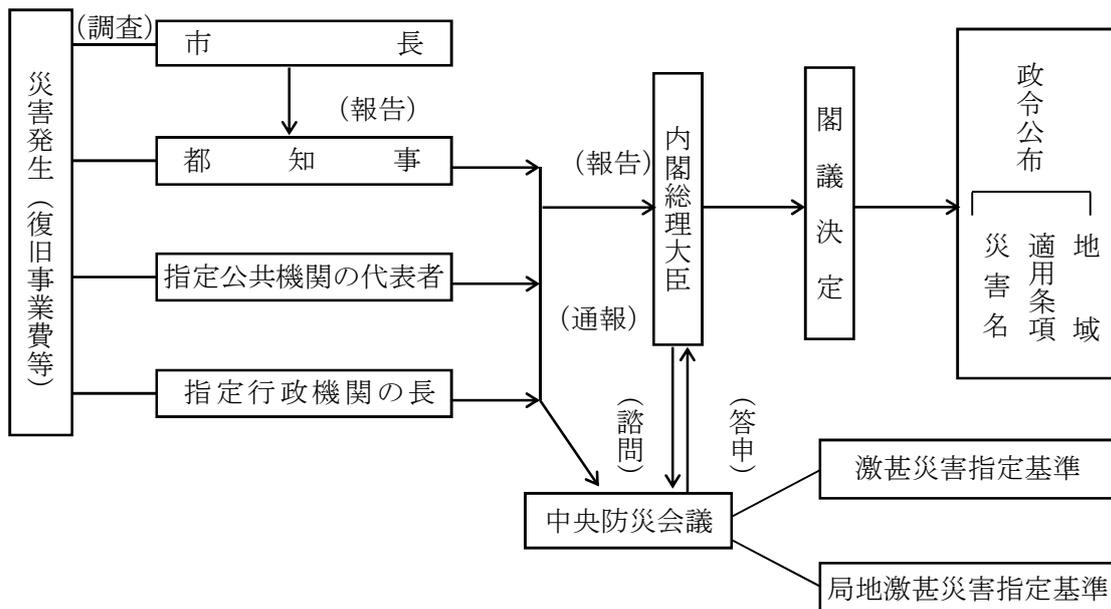
10. 激甚災害の指定

10-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-409 激甚災害の指定に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (財政班)	<p>《激甚災害に関する調査報告》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。 ◆ 調査報告事項は以下の内容である <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の原因 ・ 災害が発生した日時 ・ 災害が発生した場所又は地域 ・ 被害の程度 ・ 災害に対し執られた措置 ・ その他の必要な事項 <p>《特別財政援助等の申請手続き》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

図表 II-410 激甚災害指定の流れ



《復旧対策》

《対策一覧》

1 罹災証明書の交付	2 被災住宅の応急修理
3 応急仮設住宅の供給	4 建築資材等の調達
5 被災者の生活相談等の支援	6 義援金の募集・受付・配分
7 被災者の生活再建資金援助等	8 職業のあっ旋
9 租税等の徴収猶予及び減免等	10 その他の生活確保
11 中小企業及び農業関係者への融資	12 応急金融対策
13 がれき処理の実施	14 災害救助法の運用等

1. 罹災証明書の交付

1-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-411 罹災証明書の交付に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (調査班、調査協力班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。 ◆ 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。 ◆ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。 ◆ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。 ◆ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、小平消防署と連携を図る。

1-2. 東京消防庁小平消防署が取り組む内容

図表 II-412 罹災証明書の交付に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内容
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、速やかに火災による罹災証明書の発行手続の支援を実施する。

2. 被災住宅の応急修理

2-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-413 被災住宅の応急修理に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (都市整備班)	<p>《実施者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害救助法が適用された場合、都は市の要請に基づき、応急修理方針を策定し、都から委任された市が応急修理の募集・受付・審査を

	<p>行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害救助法が適用されない場合、市長が実施の必要を認めるときは準じた措置を講じる。 <p>《目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害救助法が適用された地域において、震災により、住家が半壊又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住居の居住性を維持する。 ◆ 取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。 <p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <p>《対象者の調査及び選定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該市が募集・受付・審査等の事務を行う。 <p>《修理方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都が、関係団体と調整のうえ、一般社団法人東京建設業協会のある旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を斡旋し、被災者は、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 ◆ 災害救助法が適用されない場合において、市の事業として準じた措置を講じるときは、小平市建設業協会などの協定締結協力機関の協力を得て実施する。 ◆ 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。 ◆ 原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。 ただし、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害においては、6か月以内に完了する。 <p>《事務処理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 応急修理の実施状況について、修理完了後、速やかに本部長に報告するものとする。 ◆ 応急修理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備するものとする。
--	--

3. 応急仮設住宅の供給

3-1. 一時提供住宅（公的住宅、民間賃貸住宅）の供給

（1）小平市が取り組む内容

図表 II-414 一時提供住宅の供給に関して市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 （都市整備班、 調査協力班）	《公的住宅の供給》 ◆ 都に対して都営住宅等の空き家の提供について依頼する。 《民間賃貸住宅の供給》 ◆ 協定を締結している不動産関連の協会に対して、民間賃貸住宅の空き家の提供について依頼する。 《入居者の募集・選定》 ◆ 都の入居者の募集計画をもとに、割り当てられた住宅への入居者の募集及び選定をする。 ◆ 市が住宅の割当を受けた場合には、被災者である市民に対し、一時提供住宅の入居の募集を行う。 ◆ 入居者の募集については、避難所等への掲示及び市ホームページへの掲載などにより避難者に周知する。 ◆ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき、市が入居者の選定を行う。 ◆ なお、入居資格者は以下の通り <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 次の各号に全て該当する者のほか、都知事が必要と認めるものとする。 （ア） 住家が全焼、全壊又は流失した者 （イ） 居住する住家がない者 （ウ） 自らの資力では住家を確保できない者 使用申し込みは1世帯1か所限りとする。 </div> 《入居者の管理》 ◆ 入居者の管理は市が行う。 ◆ 一時提供住宅の管理は原則として、供給主体が行う。 ◆ 市は、入居者管理のため、必要な帳票を整備する。

3-2. 建設による応急仮設住宅の供給

（1）小平市が取り組む内容

図表 II-415 建設による応急仮設住宅の供給に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 （都市整備班、 建築班、 建築協力班、 調査協力班）	《建設候補地の確保》 ◆ 応急仮設住宅の建設用地は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況（埋設配管）、避難場所などの利用の有無を考慮のうえ、次の内から災害時の状況により建設候補地を定める。 ・ 都市計画公園予定地 ・ 公園、緑地、広場 ・ 都有施設敷地内空地

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有地、国有地 ◆ 建設予定地の指定状況について、防災危機管理課及び関係各課等で協議の上決定し、年1回都へ報告する。 <p>《建設地》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都は、市が決定した建設候補地の中から建設地を選定する。ただし、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村間で戸数を融通し割り当てる。 <p>《建設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 構造は以下の通りとする <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 平屋建て、2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ◆ 1戸あたりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ◆ 1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。 </td> </tr> </table> ◆ 災害発生の日から20日以内に着工する。 ◆ 都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会、又は一般社団法人全国木造建設事業協会があつ旋する建設業者に建設工事を依頼する。なお、必要に応じ、他の建設業者に依頼することもある。 ◆ 都は、必要に応じて工事の監督を市等に委任する。 ◆ 災害救助法が適用されない場合、市長が実施の必要を認めた場合は、小平市建設業協会等の協力を得て行う。 <p>《入居者の選定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 一時提供住宅の入居資格、入居者の募集・選定に準ずる。 <p>《入居者等の管理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 入居者管理は市が行う。 ◆ 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。 ◆ 市が供給した応急仮設住宅に補修、修繕等のメンテナンスが発生した場合、建設業者に依頼する。 ◆ 市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。 ◆ 入居期間は内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。 ◆ 東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平屋建て、2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ◆ 1戸あたりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ◆ 1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平屋建て、2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ◆ 1戸あたりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ◆ 1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。 		

4. 建設資材等の調達

4-1. 東京都が取り組む内容

図表 II-416 建築資材等の調達に関して東京都が取り組む内容

関係機関	内容
東京都 (住宅政策本部)	<p>《応急仮設住宅資材の調達》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会があつ旋する建設業者を通じて調達する。 ◆ 必要に応じて国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。 ◆ 仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保等について検討を行う。

4-2. 農林水産省関東森林管理局が取り組む内容

図表 II-417 建設資材等の調達に関して農林水産省関東森林管理局が取り組む内容

関係機関	内容
農林水産省 (関東森林管理局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、災害復旧用木材（国有林材）の供給を行う。 ◆ 災害復旧用材の供給は、知事、区市町村長等からの要請により行う。

5. 被災者の生活相談等の支援

5-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-418 被災者の生活相談等の支援に関して市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (広聴班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供する。相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録する。 ◆ 設置した相談所で、要望等を聴取し、情報提供等を行うことによりその解決に努めるほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。 ◆ 相談所業務は広聴班が行うが、関係部課、関係機関はそれぞれの担当分野において連携協力する。なお、状況により、相談所が設置できないときは、各避難所の責任者が相談等に応ずる。 ◆ 相談所は状況に応じて避難所等に臨時相談所を開設するほか、必要に応じ広報車等の巡回により相談を実施する。なお、開設時期は、災害発生後、極力早期とする。 ◆ 小平市国際交流協会に協力を要請し、外国人に対する相談を行う。

⇒資料第55「被災者相談窓口の相談分野・相談内容」（資料編P. 124）

5-2. 東京都関係機関等が取り組む内容

図表 II-419 被災者の生活相談等の支援に関して東京都関係機関等が取り組む内容

関係機関	内容
警 視 庁 小 平 警 察 署	◆ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	◆ 被災者に対して、出火防止として、次のような指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 ・ 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ・ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

6. 義援金の募集・受付・配分

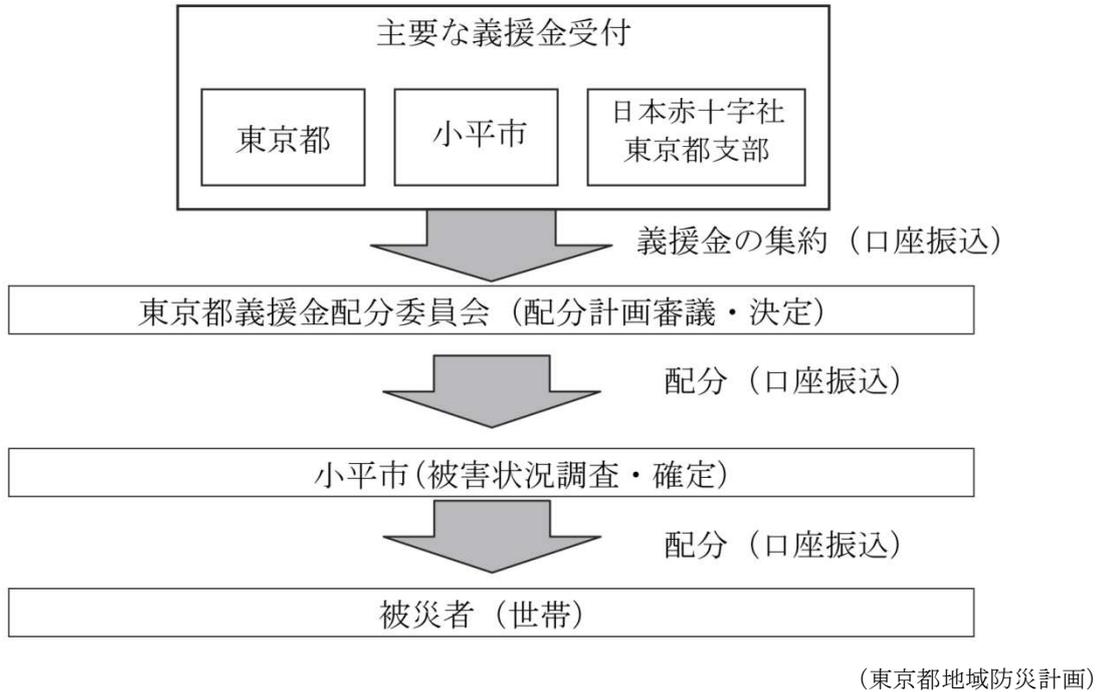
6-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-420 義援金の募集・受付・配分に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小 平 市 (援 護 班 、 出 納 班)	<p>《義援金の募集・受付》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 詳細な業務内容は応急対策で記載 ◆ 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。 ◆ 寄託者より受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。 <p>《義援金の配分・受入れ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 <p>《義援金の支給》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都委員会から送金された義援金は、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、速やかに被災者に配分する。 ◆ 被災者への義援金の配分状況については、都委員会に報告する。

※義援品については、第10章に記載している。

図表 II-421 義援金受付・配分の流れ



7. 被災者の生活再建資金援助等

7-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-422 被災者の生活再建資金援助等に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (援 護 班)	<p>《災害弔慰金の支給》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第14号）第3条に基づき、地震等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。 <p>《災害障害見舞金の支給》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第14号）第9条に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金を支給する。 <p>《その他の災害救援金》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 日赤東京都支部は、日赤各地区からの申請に基づき、被災した市民に対して、災害救援金（品）の配分を行うこととなっており、災対健康福祉部援護班は、被災者に対してこの制度の紹介を行う。 <p>《災害援護資金・住宅資金等の貸付》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害により家財等の被害等にあった場合、生活の建て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、また同法の適用に至らない災害時には生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付ける。 ◆ 住宅に被害を受けた者に対して、その建設又は補修等に必要な資

	<p>金を貸付け、居住の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。</p> <p>◆ 具体的な貸付等の制度については別表の通り</p> <p>《被災者生活再建支援金》</p> <p>◆ 災対健康福祉部援護班は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の申請を受け付け、都に報告する。</p>
--	--

⇒資料第46「災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給」（資料編P. 106）

【災害貸付資金等】

実施者	制度	概要
小平市等	災害援護資金貸付	〔生活支援課〕 震災等により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。
	緊急小口資金貸付	〔小平市社会福祉協議会〕 他資金からの借入れが困難な世帯で適当と認められる理由によって生活に困った場合、一時的な生活費（つなぎ資金）を貸し付ける。
	生活福祉資金貸付	〔小平市社会福祉協議会〕 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用に至らない災害時には低所得者世帯を対象に貸し付ける。
東京都	中小企業関係融資	〔都産業労働局及び政府系金融機関〕 被災した中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行う。

⇒資料第47「災害援護資金の貸付」（資料編P. 107）

⇒資料第48「生活福祉資金の貸付」（資料編P. 108）

⇒資料第49「被災者生活再建支援金の支給」（資料編P. 109）

⇒資料第50「中小企業への融資」（資料編P. 110）

⇒資料第51「農林漁業関係者への融資」（資料編P. 112）

8. 職業のあっ旋

8-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-423 職業のあっ旋に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市	◆ 被災者の職業のあっ旋について、都に対する要請措置等について検討する。

8-2. 東京労働局が取り組む内容

図表 II-424 職業のあっ旋に関して東京労働局が取り組む内容

関係機関	詳細
東京労働局	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、区市町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所（ハローワーク）（17か所）と緊密な連絡を取り、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっ旋を図る。 ◆ 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 ◆ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 ・ 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

9. 租税等の徴収猶予及び減免等

9-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-425 租税等の徴収猶予及び減免等に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (関係各班)	<p>《市税納税期限の延長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害等により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。 ・ 上記以外の災害等の場合、被災納税義務者等による申請があったときは、災害がおさまったあと2か月以内に限り、市長が納付期限を延長する。 <p>《市税の徴収猶予》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。 ◆ なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。 <p>《市税の滞納処分の執行の停止等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じる。 <p>《市税の減免》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

	税 目		減 免 の 内 容	
	個人 の 市 民 税 (個人の都民税を含む)		被災した納税義務者の状況に応じ て減免を行う。	
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		災害により著しく価値を減じた固 定資産について減免を行う。	
	国 民 健 康 保 険 税 軽 自 動 車 税		被災した納税義務者の状況に応じ て減免を行う。	

《保育料、公立保育園で徴収している副食費（給食費）の減免》
◆ 災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて減免を
行う。

《介護保険料の徴収猶予、減免》
◆ 災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて徴収猶
予、減免を行う。

10. その他の生活確保

10-1. 関係機関等が取り組む内容

図表 II-426 その他の生活確保に関して関係機関等が取り組む内容

関係機関	詳 細
東 京 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害により、失業の認定日にハローワークへ出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書等により失業の認定を行い、失業給付を行う。 ◆ 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料等の納入期限の延長等や免除の措置を講ずる。 ◆ 納期限の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。 ・ 制度の周知徹底
関 東 森 林 管 理 局	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。
日 本 郵 便	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 ◆ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ◆ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 ◆ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

NTT 東日本 NTT コミュニケー ションズ NTT ドコモ	◆ 料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示する他、報道発表等でその旨を周知する。
--	---

11. 中小企業及び農業関係者への融資

11-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-427 中小企業及び農業関係者への融資に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (産 業 班)	◆ 災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。また、災害により被害を受けた農業者又はその組合等に対して、農林漁業金融公庫による融資等が実施される。 ◆ 市は、当該支援策について周知を図る。

11-2. 都及び関係機関が取り組む内容

図表 II-428 中小企業及び農業関係者への融資に関して東京都、関係機関が取り組む内容

関係機関	詳 細
東 京 都 (産 業 労 働 局) 関 係 機 関	《中小企業への融資》 ◆ 都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。 《農林漁業関係者への融資》 ◆ 農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。 ◆ 株式会社日本政策金融公庫は農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の貸付を行う。

12. 応急金融対策

12-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-429 応急金融対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (広 報 班)	◆ 日本銀行や関東財務局は、銀行券の発行や通貨・金融の調節、資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持、金融機関の業務運営の確保等に関する措置を行うこととしており、市は、当該対策について市民・事業者にも周知する。

12-2. 関係機関が取り組む内容

図表 II-430 応急金融対策に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	詳細
日 本 銀 行	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 ◆ 被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。 ◆ 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上で、輸送、通信の確保を図る。 ◆ 金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。 ◆ 金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸し付けを行う。
関 東 財 務 局 日 本 銀 行	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長又は休日臨時営業の措置をとるよう要請する ◆ 被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような金融上の措置をとるよう要請する。 <p>【金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。（①） ・ 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。（②） ・ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。（③） ・ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。（④） ・ 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。（⑤） ・ 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。（⑥） ・ 国債を紛失した場合の相談に応ずること。（⑦） ・ 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。（⑧） ・ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係

	<p>る相談に適切に応ずること。(⑨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとすること。(⑩) ・ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。(⑪) ・ ①～⑪にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。(⑫) ・ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知すること。 <p>【証券会社等への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出の印鑑を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに応ずること。(①) ・ 有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をすること。(②) ・ 災害被災者から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合に、可能な限り払戻しに応ずること。(③) ・ ①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。(④) ・ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(⑤) ・ その他、顧客への対応について十分配慮すること。(⑥) <p>【生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。(①) ・ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。(②) ・ 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。(③) ・ ①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り保険契約者等に対し広く周知するよう努めること。(④) ・ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(⑤)
--	--

	<p>【電子債権記録機関への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること。(①) ・ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。(②) ・ 上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。(③) ・ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(④)
--	---

13. がれき処理の実施

13-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-431 がれき処理の実施に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (環境衛生班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 所管区域内の一時集積場所の集積や運搬状況等を把握する。 ◆ 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告する。 ◆ 実態相当規模のがれきの最終処分受入れ場所を確保。 ◆ 解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等との調整を行い、決定する。

14. 災害救助法の運用等

14-1. 救助法の運用等

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-432 災害救助法の運用等に関する小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (財政班)	<p>《災害救助法の公布》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 救助法が適用されたときは、都知事により次のとおり公布される。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>○月○日発生の○○災害に関し、○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）により救助を実施する。</p> <p style="text-align: center;">○○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 ○○○○</p> </div> <p>《救助の種類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害救助法による救助の内容は以下の通り。 <p>災害が発生するおそれのある段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の供与 ・ 避難行動が困難な要配慮者等の輸送

	<p>災害が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所及び応急仮設住宅の供与 ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ・ 医療及び助産 ・ 被災者の救出 ・ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ・ 被災した住宅の応急修理 ・ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ・ 学用品の給与 ・ 埋葬 ・ 死体の捜索及び処理 <p>◆ 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を要する者に対し、金銭を給付することができる。</p> <p>◆ 災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき、都知事が定め、市ほか関係機関に通知する。</p> <p>《救助の実施者》</p> <p>◆ 災害救助法の適用後は、上記に記載した救助業務はすべて都知事が実施者となる。市が行うこれらの業務は、都知事の補助又は委任による執行となる。</p> <p>◆ ただし、救助法に規定していない業務（清掃業務等）については、市の業務として存続する。</p>
--	--

14-2. 救助の実施

(1) 小平市が取り組む内容

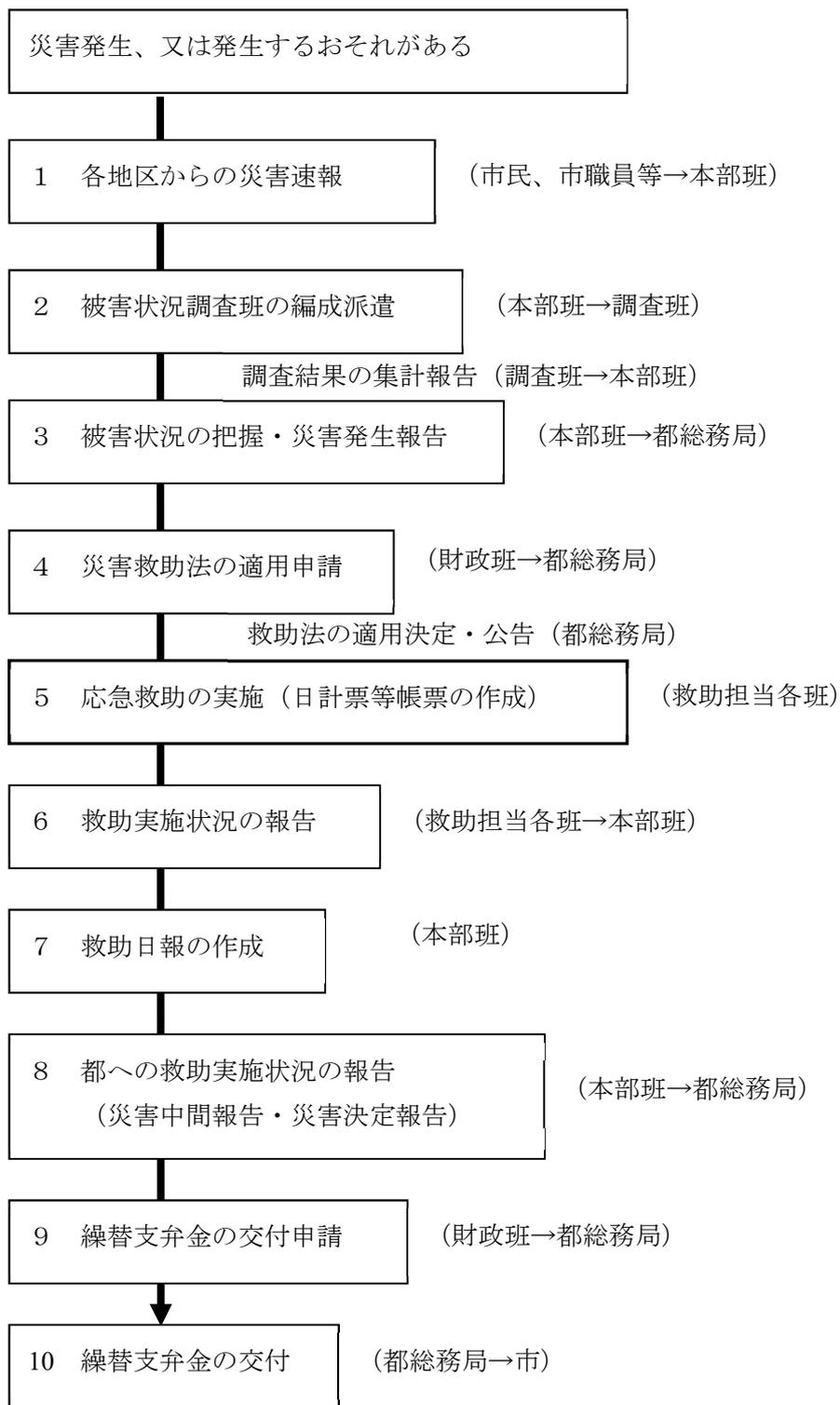
図表 II-433 救助の実施に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小 平 市 (本 部 班 、 財 政 班)	<p>《災害報告》</p> <p>◆ 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があり、これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。</p> <p>◆ このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。</p> <p>《救助実施状況の報告》</p> <p>◆ 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する必要がある。</p> <p>◆ 具体的には以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計票の作成

	<p>法による円滑な救助の実施は、迅速にして正確な被害状況が把握されてから始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに整理しておかなければならない。</p> <p>このため、記録、整理に必要な帳票類をあらかじめ定めておく。</p> <ul style="list-style-type: none">• 報告の要領 各課長（班長）は、救助実施記録日計票又は報告事項を取りまとめ、その結果を災対調整部長に提出する。 災対調整部長は、各課長からの報告を救助の種類別に整理して、委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分を取りまとめて都知事へ無線システム等により報告し、後日、文書をもって報告する。• 救助日報 防災危機管理課は、市各課（班）の報告を取りまとめて、「救助日報」を作成する。• 物資引渡書・受領書 救助物資等の引渡し、受領を明らかにするため、引渡書・受領書を提出する。• 交付申請 当該災害が収束した段階で、市長（本部長）は、災害救助に要した繰替支弁金について、都の指示するところにより交付申請を行う。
--	---

⇒資料第54「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」（資料編P. 120）

図表 II-434 災害救助法による救助の実施の流れ



14-3. 従事命令等

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-435 従事命令等に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容									
小 平 市 (関 係 各 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事には、次のような権限が付与されているが、市長は必要と認めた場合は、都知事に協議する。 ◆ このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。 									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> </table>	種 類	内 容							
	種 類	内 容								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">従 事 命 令</td> <td style="width: 85%;">一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限 (例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等</td> </tr> </table>	従 事 命 令	一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限 (例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等							
	従 事 命 令	一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限 (例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">協 力 命 令</td> <td style="width: 85%;">被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限 (例) 被災者を炊き出しに協力させる 等</td> </tr> </table>	協 力 命 令	被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限 (例) 被災者を炊き出しに協力させる 等								
協 力 命 令	被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限 (例) 被災者を炊き出しに協力させる 等									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">管 理 使 用 保 管 命 令 及 び 収 用</td> <td style="width: 85%;"> 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限 (管理) 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限 (使用) 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限 (保管命令) 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限 (収用) 災害の際、必要物資を多量に買いためし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限。なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。 </td> </tr> </table>	管 理 使 用 保 管 命 令 及 び 収 用	特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限 (管理) 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限 (使用) 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限 (保管命令) 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限 (収用) 災害の際、必要物資を多量に買いためし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限。なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。								
管 理 使 用 保 管 命 令 及 び 収 用	特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限 (管理) 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限 (使用) 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限 (保管命令) 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限 (収用) 災害の際、必要物資を多量に買いためし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限。なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。									
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 従事命令を受けた者の実費弁償は次のとおりである。 										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">範囲</th> <th style="width: 45%;">平成30年度費用(日当)の限度額</th> <th style="width: 10%;">期間</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">実費弁償</td> <td style="text-align: center;">1号から第4号までに規定する者</td> <td> 1人1日当たり 医師・・・21,200円以内 歯科医師・・・20,400円以内 薬剤師・・・17,600円以内 保健師、助産師、看護師 ・・・・16,500円以内 土木・建築技術者 ・・・・15,900円以内 大工・・・24,300円以内 など </td> <td style="text-align: center;">間内 救助の実施が認められる期間</td> <td style="text-align: center;">別途 時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	範囲	平成30年度費用(日当)の限度額	期間	備考	実費弁償	1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師・・・21,200円以内 歯科医師・・・20,400円以内 薬剤師・・・17,600円以内 保健師、助産師、看護師 ・・・・16,500円以内 土木・建築技術者 ・・・・15,900円以内 大工・・・24,300円以内 など	間内 救助の実施が認められる期間	別途 時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額
区分	範囲	平成30年度費用(日当)の限度額	期間	備考						
実費弁償	1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師・・・21,200円以内 歯科医師・・・20,400円以内 薬剤師・・・17,600円以内 保健師、助産師、看護師 ・・・・16,500円以内 土木・建築技術者 ・・・・15,900円以内 大工・・・24,300円以内 など	間内 救助の実施が認められる期間	別途 時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額						

第 III 部

震災復興計画

第1章 復興の基本的考え方

1. 復興の基本的な考え方

大規模な震災被害が発生した時は、住宅の倒壊や事業の操業停止などにより、市民の暮らしが深刻な影響を受けることから、都市活動を迅速に回復させ、より快適で魅力的な市として発展させていくため、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

応急・復旧対策が迅速かつ機動的に実施するものであるのに対し、復興対策は、中長期的視点に立って計画的に実施するものであり、被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に復興対策へと進行していくものである。

復興に際しては、震災に強い安全なまちづくりに努め、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

このため、市の震災復興の基本目標は、協働と連帯による「安全・安心なまち」、「にぎわいのある小平市」の再建とする。

図表 Ⅲ-1 復興の基本的な考え方

項目	内容
生活復興	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 ◆ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が現状に適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。 ◆ 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。市は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 ◆ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
都市復興	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた小平市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に大きな被害を受けた地域のみならず、市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「災害に強い都市づくり」を行う。 ・ 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続可能な都市」にしていくことを目標とする。 ◆ 市民、事業者、市、都、国など、多様な主体が「協働と連帯による都市づくり」を行う。

2. 復興に関する事前対策の推進

震災後円滑な復興を可能とするために、あらかじめ震災後の復興のあり方等について検討することが必要である。

東京都では、平成15年3月に、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、東京都震災復興マニュアル(※)を策定し、迅速かつ円滑に都市の復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図っている。

市においても、都が作成した東京都震災復興マニュアルや「区市町村震災復興標準マニュアル」との整合を図りつつ、小平市震災復興マニュアル(※)を作成する。

また、小平市震災復興マニュアルに記載した事項のうち、事前対策が可能な内容については施策の推進を図る。

【東京都震災復興マニュアル】

- ◆ 阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、平成15年3月に、地域による新しい協働復興の仕組みを提案するために策定した。
- ◆ 被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」と、行政担当者向けの復興事務の手引書である「復興施策編」から構成されている。

【小平市震災復興マニュアル】

- ◆ 可能な限り速やかに市民生活を取り戻すことを目的に、震災復興業務に携わる職員の具体的行動手順等を示すもの。

第2章 震災復興本部

1. 震災復興本部の設置等

1-1. 震災復興本部の設置

市長は、地震により被害を受けた地域が、市域の相当の範囲におよび、かつ、震災から復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、震災復興本部を設置する。

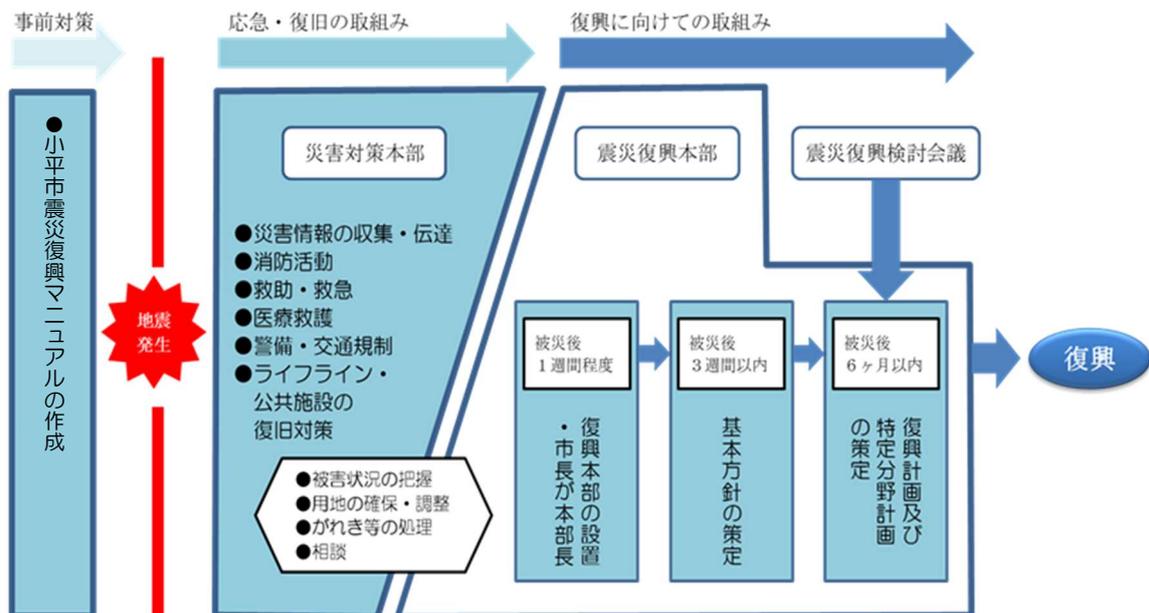
本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興基本方針及び震災復興計画を早期に策定することにより、震災復興後のまちのビジョン、市民生活ビジョン、震災復興計画の到達目標、事業指針等を市民に明確に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していく。

1-2. 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

震災復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

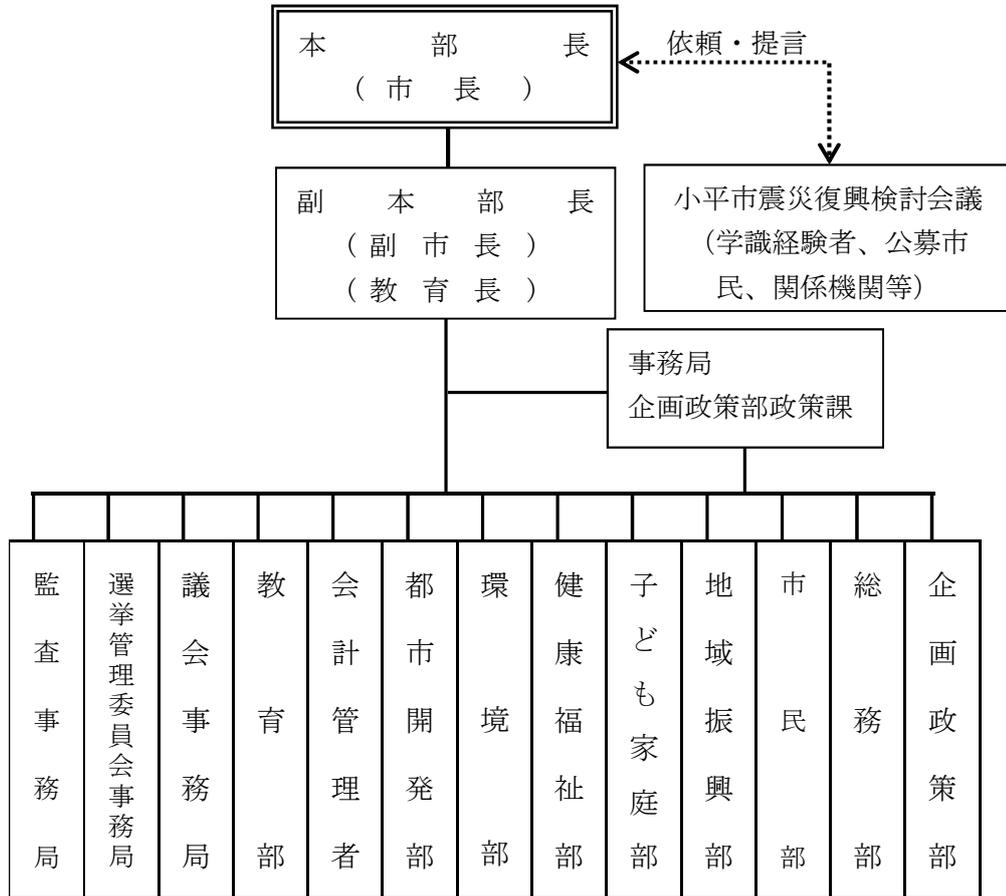
しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に推進していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

図表 Ⅲ-2 震災時における市の取組図



1-3. 震災復興本部の組織

図表 Ⅲ-3 小平市震災復興本部の組織



- ・ 本部長は市長とし、副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。
- ・ 本部員は、各部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長をもって充てる。
- ・ 震災復興本部の組織は、平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に震災復興事業を推進していく体制として、組織条例上の部等に対応し、それに上乗せする臨時的な組織とする。
- ・ 震災の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。
- ・ 震災復興検討会議は、震災復興に関して知見を有する学識経験者等で構成される会議で、本部長の依頼に基づき、震災復興計画の理念等を検討して提言する。

1-4. 震災復興本部の解散

本部長は、まちの復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、震災復興本部を解散する。

2. 各課の分掌事務

図表 Ⅲ-4 小平市各課の分掌事務

部	課	分掌事務
企画政策部	政策課	1 震災復興本部の運営に関する事
		2 震災復興基本方針及び震災復興計画に関する事
		3 震災復興に係る総合調整に関する事
	財政課	1 震災復興関係予算に関する事
都市開発部	都市計画課	1 震災復興に係る都市計画に関する事
企画政策部 総務部 市民部 地域振興部 子ども家庭部 健康福祉部 環境部 都市開発部 会計管理者 教育部 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委事務局	各課	1 震災復興計画における所管事項に関する事 2 その他本部長が特に命ずる事項に関する事

第3章 震災復興計画の策定

市長は、発災後に、震災復興本部を設置し、復興に係る基本方針（小平市震災復興基本方針）を策定するとともに、被災後6か月以内を目途に震災復興計画を策定する。

1. 震災復興基本方針の策定

本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後3週間以内を目途に、震災復興本部会議の審議を経て、「震災復興基本方針」を策定し、公表する。

震災復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

- ・ 暮らしのいち早い再建と安定
- ・ 安全で快適な生活環境づくり
- ・ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

2. 震災復興計画の策定

2-1. 策定の趣旨

本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、震災後6か月を目途に震災復興計画を策定し、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

2-2. 震災復興計画策定のスケジュール

図表 Ⅲ-5 震災復興計画策定のスケジュール

時期	内容
発災前	◆ 小平市震災復興マニュアルの策定
発災後1週間以内	◆ 震災復興本部の設置
発災後3週間以内	◆ 震災復興基本方針の策定
発災後6か月以内	◆ 震災復興計画の策定、公表

- ・ 本部長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、震災復興本部会議の審議を経て、震災後6か月を目途に、復興計画を策定し公表する。

2-3. 復興の全体像

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への理解が必要である。

復興のプロセスには、その担い手により「地域力を活かした地域協働復興」、「行政主導による復興」、「被災者個人による独自復興」という3つのパターンが想定される。

復興を円滑に進めるため、復興のあり方を協議する住民組織が結成された場合には、当該

組織と復興のあり方を協議するよう努める。

2-4. 特定分野計画の策定

生活復興、都市復興等具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、必要に応じて個別の復興計画を策定する。

(1) 生活復興

① 住宅の復興

住宅復興のための施策として、自力による復興を基本としつつ、都や他機関と連携した「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示する

② 暮らしの復興

市民の暮らしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

(2) 都市復興

① 都市の復興

市及び都は、被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建物の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

図表 Ⅲ-6 都市復興のプロセス

時 期	内 容
発災後1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 復興初動期体制の確立 ・ 家屋被害概況調査の実施 情報収集、被災地区の概況調査の実施
発災後1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家屋被害状況調査の実施 ◆ 都市復興基本方針の策定・公表 ◆ 第一次建築制限の指定 ・ 建築制限区域の原案作成 ◆ 時限的市街地の形成 ・ 用地確保、時限的市街地の管理 ◆ 復興対象地区の設定
発災後6か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市復興基本計画（骨子案）の作成 ◆ 第二次建築制限の指定 ◆ 復興まちづくり計画等の策定 ・ 復興まちづくり計画 ・ 復興都市計画 ・ 修復型事業計画 ◆ 都市復興基本計画の策定

発災から6か月以降	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 復興事業計画の策定 ◆ 復興事業の推進
-----------	--

② 産業の復興

震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、市の産業振興を図る施策を進める。

産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一次的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援など、総合的な対策を講じる。

2-5. 被災者総合相談所の設置

市は、福祉をはじめとする数多くの行政分野において復興施策の中心的役割を果たすことから、復興対策の本格化に応じて、関係各課との連携・協力により、以下のとおり、被災者からの相談の総合的な窓口を設置する。

図表 Ⅲ-7 被災者総合相談所の設置

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 開設の決定及び開設場所は、震災復興本部において決定する。 ◆ 開設時期は被災後1か月程度を目途とする。 ◆ 都においても被災者総合相談所を設置することから、相互連携・協力体制を確立する。 ◆ 市民からの専門的な相談においては、協定締結機関等の関係機関に協力を依頼し対応する。
--

⇒資料第55「被災者相談窓口の相談分野・相談内容」（資料編P. 124）

第Ⅳ部

東海地震対策編

第1章 対策の目的

第1節 東海地震対策の目的

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6以上と予想される地域（6県167市町村）が「強化地域」として指定された。その後、さらに見直しが行われ、新たに96市町村が指定され、8都県263市町村となった。（平成24年4月1日現在 8都県157市町村）

東海地震が発生した場合、小平市域は震度5程度と予想されるところから強化地域として指定されなかったため、市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5程度の揺れであっても、東京都の近郊都市として人口、施設等が密集しているところも多く、局地的にかなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言が発令された場合の社会的混乱も懸念される。

このため、市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発令された場合に備え、対策をとることとし、小平市地域防災計画の第IV部として「東海地震事前対策」を策定するものである。

市においても局地的な被害が予想されることと、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されることから、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備え、応急対策及びその他の予防対策についても必要な事項を定める。

第2節 基本的な考え方

- ◆ 東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされていた。
- ◆ 気象庁では、令和元年5月31日より「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連開設情報」の提供を開始し、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととした。
- ◆ ただし、東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）においては、引き続き東海地震対策に関する対策が規定されていることや、東海地震の発生は引き続き危惧されていることから、第IV部においては、「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えたいうで、第IV部の規定を基本として対応することとする。
- ◆ 警戒宣言が発せられた場合においても、市の都市機能は極力平常どおり維持することを基本としつつ、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に下記の対策を講じる。
 - ・ 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対策を講ずる。
 - ・ 東海地震による被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

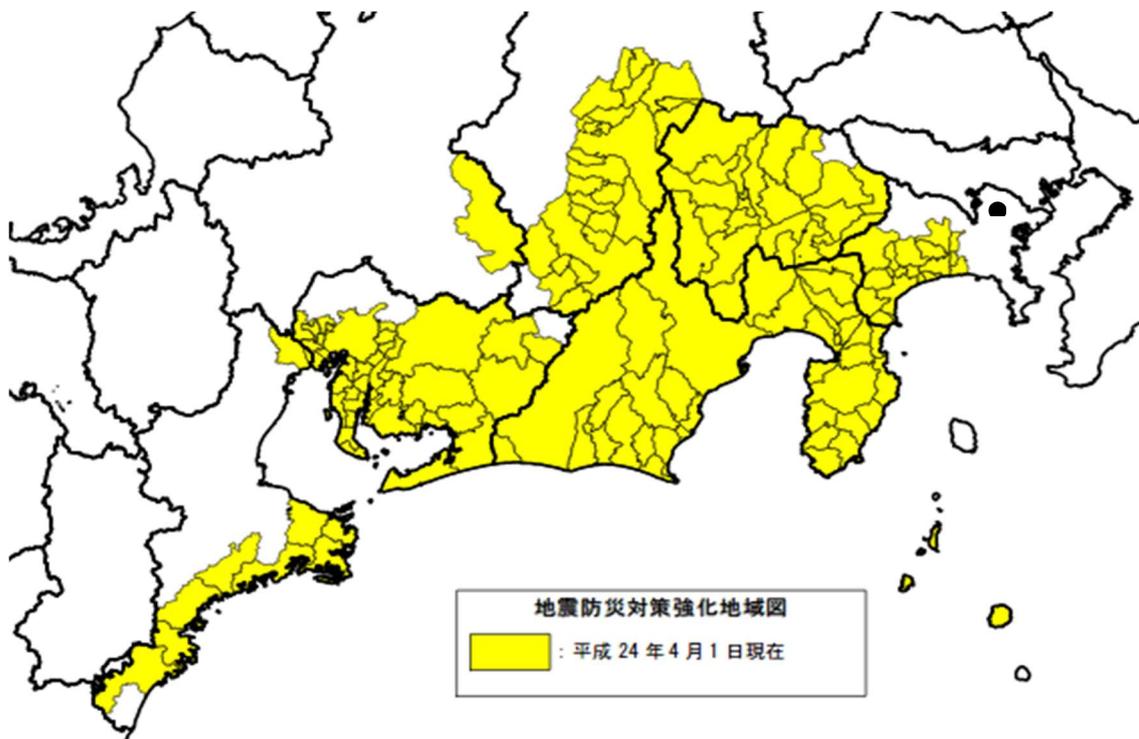
- ◆ 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震情報発表時や、これに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
- ◆ 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本計画に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識の中に、より浸透するための支援策等を講じる。
- ◆ この対策に記載のない東海地震の震災対策については、本計画「第II部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）」に基づき実施する。
- ◆ 本計画は、次の事項に留意し策定した。
 - ・ 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとる。
 - ・ 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮する。
 - ・ 都及び各防災機関並びに隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

第3節 前提条件

本計画策定に当たっては、次の前提条件とした。

- ◆ 東海地震が発生した場合、小平市の予想震度は震度5弱程度（一部地域で震度5強）である。
- ◆ 震度5弱及び震度5強の地域における被害状況等の程度は資料第56「気象庁震度階級関連解説表」を参照のこと。

図表 IV-1 地震防災対策強化地域



出典 内閣府ホームページ

第2章 防災機関が処理すべき事務または業務の大綱

市、都、指定地方行政機関及び指定公共機関等が実施する業務及び措置は、震災編第II部第1章第2節に定めるところによるが、東海地震事前対策特有な業務等については、本章以下の各事業においてそれぞれ定める。

第3章 災害予防対策

第1節 緊急整備事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、小平市地域防災計画震災編各章の「予防対策」に基づき実施しているが、本章では、特に予知情報による社会的混乱の防止という見地から、注意情報発表又は、警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備と、従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業を取りあげるものとする。

1. 社会的混乱を防止するために緊急に整備すべき事業

1-1. 小平市が取り組む内容

図表 IV-2 社会的混乱を防止するために小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市	市は、市民等に対して迅速かつ正確な情報を伝達するため、防災行政無線の機能拡充や防災・防犯緊急メールマガジン・SNSなどの情報提供ツール、広報車等の整備を図る。

1-2. 警視庁小平警察署が取り組む内容

図表 IV-3 社会的混乱を防止するために警視庁小平警察署が取り組む内容

関係機関	内容
警視庁 小平警察署	小平警察署は、警戒宣言が発せられた場合の道路交通の混乱を防止するため、交通規制用標識、車両停止用各種資器材等を整備する。

2. 被害を最小限にとどめるため緊急に整備すべき事業

2-1. ブロック塀の倒壊防止

震度5程度の地震であっても、過去の災害の教訓から、ブロック塀等の倒壊による死傷者が発生することが予想される。

市では、危険なブロック塀等の倒壊による道路閉塞や負傷者の発生を防止するため、ブロック塀の撤去、改修に必要な費用の一部を補助する制度を設けている。

2-2. 落下物の防止

(1) 窓ガラス等の落下物の防止

地震の際は、建物の窓ガラスや外装材等の落下による被害が予想される。

このため、都では、昭和53年3月、中高層ビルなどの窓ガラス、外装材等の安全確保について、都内の建築関係団体に対し、構造・施行及び維持管理の面から協力要請している。また、個々の建築物に対する規制指導にあわせ、今後一層の安全化を指導する。

(2) 屋外広告物規制

看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、市と都で連携し、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

また、一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置させるなど、指導の強化を図る。

第2節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように、不断に地震に関する情報提供等を行い、震災対策について教育、啓発及び指導する。

1. 広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、東京の予想震度及び警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会混乱の防止を図る。

1-1. 基本的な流れ

広報の基本的な流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。

また、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具転倒防止など安全対策とともに民心の安定のための広報活動を中心に行う。

1-2. 実施事項

- ◆ 東海地震についての教育、啓発及び指導
- ◆ 東海地震に関連する調査情報（臨時）・注意情報についての広報
- ◆ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- ◆ 東京の予想震度、被害程度
- ◆ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- ◆ 市民等の不安解消のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- ◆ 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれがなくなると認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

図表 IV-4 主な実施例

対 象	内 容
帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容 ◆ 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法 ◆ その他防災上必要な事項
道路交通の混乱防止のための広報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒宣言時の交通規制の内容 ◆ 自動車利用自粛の呼びかけ ◆ その他防災上必要な事項
電話の輻輳による混乱防止のための広報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛 ◆ 回線の輻輳と規制の内容 ◆ 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始
買い急ぎによる混乱防止のための広報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活関連物資取扱店の営業 ◆ 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと。
預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと。

その他の広報	◆ 電気、ガス等の使用上の注意
--------	-----------------

1-3. 広報手段

- ◆ 広域的広報
テレビ、ラジオ、新聞等
- ◆ 速報的広報
インターネット等
- ◆ 地域的・現場的広報
広報車、パンフレット等

1-4. 広報の方法

市は、ホームページや防災・防犯緊急メールマガジン、SNSなどの広報ツールや市報、広報車、ケーブルテレビ、インターネット、自主防災組織、並びに関係防災機関の広報印刷物等を通じて広報を行う。

なお、情報提供、広報時には、混乱が起きないように、十分に配慮する。

2. 教育

2-1. 児童、生徒等に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

図表 IV-5 児童、生徒等に対する教育

教育指導事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生時の安全行動 ・ 登下校（園）時等の安全行動等
教育指導方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童、生徒に対しては防災教育副読本「地震と安全」、小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」【新版】、高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。 ◆ 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。 ◆ 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

2-2. 自動車運転者に対する教育

警察署は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動がとれるように事前に次の事項について教育指導を行う。

図表 IV-6 自動車運転者に対する教育

教育指導事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震に関する基本的事項 ・ 道路交通の概況と交通規制の実施方法 ・ 自動車運転者のとるべき措置 ・ その他の防災措置
教育指導方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許更新時の講習 ・ 安全運転管理者講習 ・ 自動車教習所における教育、指導

第3節 事業者に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱の防止と、発災時の被害を軽減するためには事業所が果たす役割は非常に大きい。このため事業所に対し、消防計画、予防規定及び事業所防災計画等の作成等の指導を行う。

1-1. 対象事業所

図表 IV-7 東京都関係機関が指導する事業所

関係機関	対象事業所
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防法及び東京都火災予防条例により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所 ◆ 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所 ◆ 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所
多摩環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取扱う次の事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス製造者 ・高圧ガス貯蔵所 ・特定高圧ガス消費者 ◆ 火薬類取締法の適用事業所
多摩小平保健所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 毒物劇物取締法の適用事業所 ◆ RI使用医療機関

1-2. 事業所指導の内容

図表 IV-8 東京都関係機関が指導する内容

関係機関	内容
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防計画及び全体についての防災計画に定める事項についての指導 ◆ 予防規程に定める事項についての指導（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。） ◆ 事業所防災計画に定める事項
多摩環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高圧ガス施設に係る防災計画の作成及び危害予防に関する事項 ◆ 火薬類取扱施設に係る自主保安体制の強化に関する事項
多摩小平保健所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 毒物、劇物施設に係る対応措置に関する事項 ◆ RI使用医療機関に係る対応措置に関する事項

第4節 防災訓練の充実

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言時等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災機関別訓練を実施する。

図表 IV-9 関係機関が実施する防災訓練の内容

区分	関係機関	内容
総合防災訓練	小平市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は、警戒宣言時において、市域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講じる責務があることから、住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。 ◆ 実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力のかん養に努める。 <p>《参加機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民及び事業者 ・ 都及び防災関係機関 <p>《訓練項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部運用訓練 ・ 関係防災機関による応急復旧訓練 ・ 市民等による実践的な実技訓練 ・ 職員の緊急初動訓練 <p>《実施回数及び場所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。
警備・交通対策訓練	警視庁小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係防災機関、市民及び事業所と協力して合同訓練を行う。 <p>《参加機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 都各部局 ・ 地域住民及び事業所等 <p>《訓練項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部隊の召集、編成訓練 ・ 交通対策訓練（低速走行訓練を含む） ・ 情報収集伝達訓練 ・ 通信訓練 ・ 部隊配備運用訓練 ・ 装備資器材操作訓練 <p>《実施回数及び場所》</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>

区分	関係機関	内容
消 防 訓 練	東京消防庁小平消防署	<p>◆ 警戒宣言時における迅速かつ的確な防災体制の確立を図るため、各種計画の確認を行う。</p> <p>《訓練内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常召集命令伝達訓練 ・ 参集訓練 ・ 初動措置訓練 ・ 情報収集訓練 ・ 震災警防本部等運営訓練 ・ 通信運用訓練 ・ 部隊編成及び部隊運用訓練 ・ 消防団との連携訓練 ・ 協定締結等の民間団体との連携訓練 ・ 各種計画、協定等の検証 <p>《実施回数及び場所》 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
その他の防災機関の訓練	東京都水道局	<p>◆ 都と市等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び政策連携団体とが連携して実施する総合訓練及び事業所ごとに実施する個別訓練を行う。</p> <p>《訓練内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 総合訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部運営訓練 ・ 非常参集訓練 ◆ 個別訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報連絡訓練 ・ 保安点検訓練 ・ 応急給水訓練 ・ 復旧訓練 ・ その他訓練 <p>《訓練の実施》 総合訓練及び個別訓練は定期的実施するほか、施設の新設、運転方法の変更や職員の異動があった時など、必要に応じて随時行う。</p>
	東京都下水道局	<p>◆ 市町村と協力して、災害時を想定したし尿の搬入・受入れ訓練を実施する。</p> <p>《訓練内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業実地訓練 ・ 情報連絡訓練 <p>《実施時期》 随時に訓練を行うこととし、市町村及び流域下水道本部が行う防災訓練時に併行して実施することも検討する。</p>
	パワーグリッド 東京電力	<p>◆ 大規模な地震に係る防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常召集訓練 ・ 非常態勢の確立 ・ 情報連絡訓練 ・ 大規模地震発生時の災害応急対策 ・ 避難及び救護

区分	関係機関	内 容
その他の防災機関の訓練	東京ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他必要とするもの ◆ 市及び国等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。 ◆ 地震に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を年1回以上実施する。 《訓練内容》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達 ・ 非常体制の確立 ・ 工事の中断等 ・ ガス工作の巡視、点検等 ・ 資機材等の点検 ・ 事業所間との連携 ・ 警戒解除宣言に係る措置 ・ 需要家等に対する要請
	NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 《訓練内容》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒宣言等の伝達 ・ 非常召集 ・ 警戒宣言時の地震防災応急措置 ・ 大規模地震発生時の災害応急対策 ・ 避難及び救護 ・ その他必要とするもの <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市、都及び国等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	NTTコミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる防災訓練を年1回以上実施する。 《訓練内容》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒宣言等の伝達 ・ 非常召集 ・ 警戒宣言時の地震防災応急措置 ・ 大規模地震発生時の災害応急対策 ・ 避難及び救護 ・ その他必要とするもの <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市、都及び国等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

区分	関係機関	内容
その他の防災機関の訓練	NTTドコモ	<p>◆ 大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>《訓練内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒宣言等の伝達 ・ 非常召集 ・ 警戒宣言時の地震防災応急措置 ・ 大規模地震発生時の災害応急対策 ・ 避難及び救護 ・ その他必要とするもの ・ 市、都及び国等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	KDDI	<p>◆ 防災業務を円滑、迅速かつ適切に実施するため、次に掲げる事項を重点に、年1回以上の訓練を実施する。</p> <p>《訓練内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震災害に関する予警報等の収集・伝達訓練 ・ 地震災害警戒組織の設置と要員参集訓練 ・ 警戒宣言時における防災措置の実施訓練 ・ 防災設備の運用に関する訓練 ・ その他必要な訓練
	ソフトバンク	<p>◆ 防災業務を円滑、迅速かつ適切に実施するため、次に掲げる事項を重点に、年1回以上の訓練を実施する。</p> <p>《訓練内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震災害予報および警報の伝達 ・ 非常招集 ・ 各種災害対策用機器の操作 ・ 電気通信設備等の災害応急復旧 ・ 避難所等への支援

第4章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地方で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に気象庁から発表される。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

第1節 東海地震に関連する調査情報発表時の対応

1. 情報名、情報内容及び市、都及び防災関係機関の配備態勢

東海地震に関連する調査情報(臨時)は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

図表 IV-10 東海地震に関連する調査情報発表時の配備態勢

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合は、その旨が発表される。	連絡要員を確保する態勢

2. 情報活動

市、防災関係機関は平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

第2節 東海地震注意情報発表時の対応

1. 情報名、情報内容及び市、都及び防災関係機関の配備態勢

東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)が発表された場合、市、都、各防災機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

判定会の開催は注意情報のなかで報じられる。

また、注意情報は本情報の解除を伝える場合にも発表される。

図表 IV-11 東海地震注意情報発表時の配備態勢

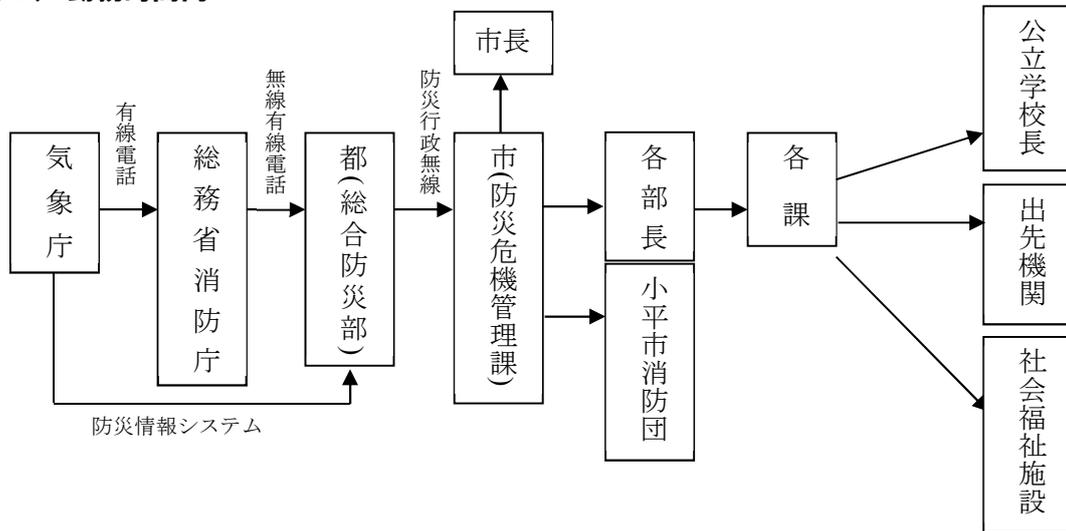
情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

2. 情報活動

市及び消防機関における情報伝達系統は、次のとおり。

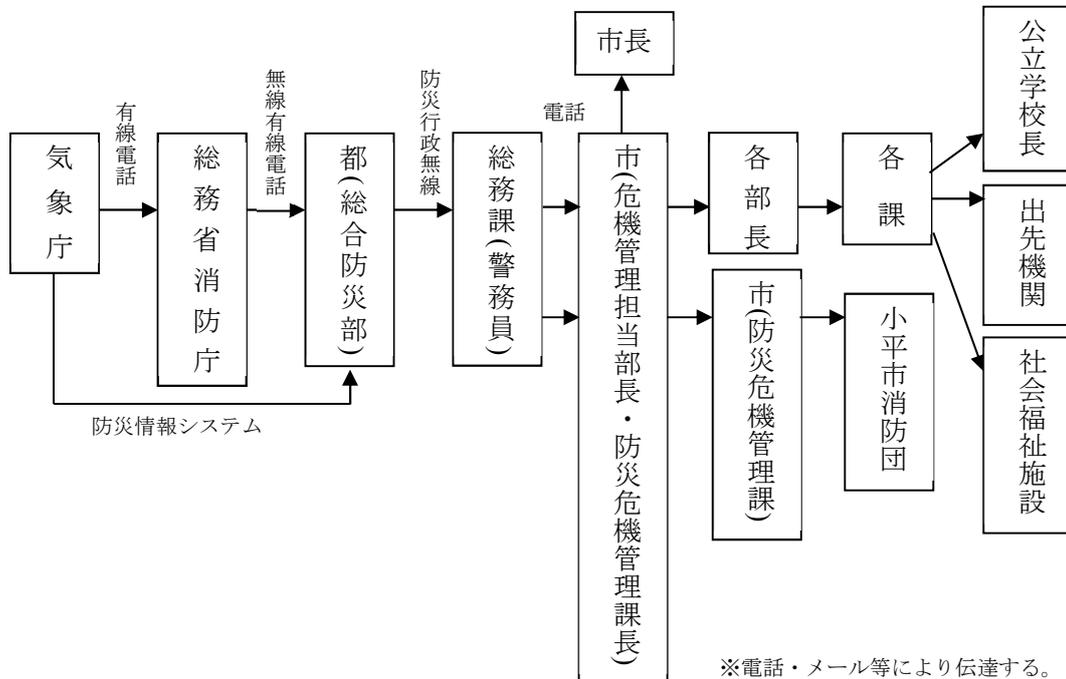
2-1. 市の組織内の伝達

(1) 勤務時間内



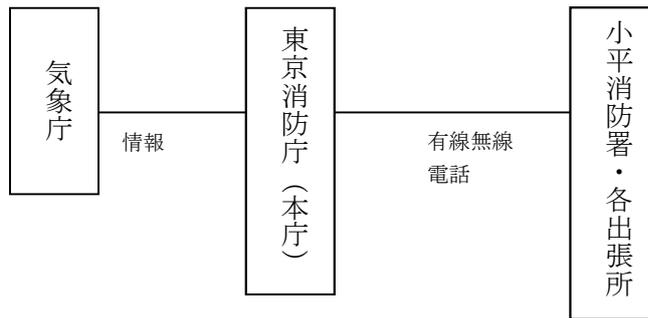
※庁内については、庁内放送、電話等を使用する。
 ※庁内以外へは、防災行政無線、電話等を使用する。

(2) 勤務時間外



※電話・メール等により伝達する。

(3) 消防機関の伝達



気象庁からの地震の発生危険に関する情報により、震災警戒態勢が発令された場合、東京消防庁（本庁）は、直ちにその旨を指令電話、消防電話、消防無線その他の手段により小平消防署及び各出張所へ伝達する。

また、市役所及び警察機関等へ連絡する。

2-2. 伝達事項

- ◆ 市及び各関係防災機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、市職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。
- ◆ 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、市職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するようすみやかに伝達する。

2-3. 活動体制

注意情報が発せられた場合、市及び関係防災機関は、災害対策本部等の設置準備のために必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な態勢をとる。

(1) 小平市、消防団、小平警察署、小平消防署における活動体制

図表 IV-12 小平市、消防団、東京都関係機関における活動体制の内容

関係機関	内容
小平市	<p>《市災害対策本部の設置準備》 注意情報を受けた場合、ただちに緊急連絡体制をとるとともに、市本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に注意情報を受けた場合は、職員が参集するまでの間、警務員室において対応する。</p> <p>《職員の参集》 職員の参集は、第1非常配備態勢と同様とする。なお、動員伝達は、前記2-1「市の組織内の伝達」により、各部・各課から各職員・各機関への伝達は、各部・各課で定める情報伝達経路等により指示をする。</p> <p>《掌握事務》 市災害対策本部が設置されるまで、総務部防災危機管理課が次の所掌事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意情報、東海地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 ・ 社会的混乱防止のための広報 ・ 都及び防災関係機関との連絡調整
小平市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全消防団員の非常招集 ・ 消防団本部の設置 ・ 小平消防署署隊本部へ副団長1名を派遣 ・ 関係機関からの情報収集体制の確立

	<ul style="list-style-type: none"> • その他必要な事項
警 視 庁 小 平 警 察 署	<p>《警備本部》 注意情報を受けた時点で、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。</p> <p>《署員の動員》 署員は、注意情報に基づく召集命令を受けたとき、または注意情報や警戒宣言の発表を知ったときは、自所属に参集する（全署員）。</p>
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<p>震災警戒態勢の発令により、次の対策をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全消防職員の非常招集 • 震災消防活動部隊の編成 • 関係防災機関への職員の派遣 • 救急医療情報の収集体制の強化 • 救助・救急資器材の準備 • 情報受信体制の強化 • 高所見張員の派遣 • 出火防止、初期消火等の広報の準備 • その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 防災関係機関等

注意情報等を受けた場合、各防災機関は職員参集など、次のとおり実情に応じた防災体制をとる。

図表 IV-13 防災関係機関における活動体制の内容

関係機関	内 容
J R 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 注意情報を受けたときは、対策本部を設置する。 ◆ 地震防災対策に関係する対策本部要員及び必要な要員を非常招集する。
西 武 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 注意情報発令の情報を受けた関係者は、警戒宣言の発令に備え、指定された場所に出動する。
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 注意情報の連絡を受けた場合、または警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 <ul style="list-style-type: none"> • 警戒態勢（災害の発生する恐れがある場合） • 情報連絡室（東海地震注意報が発せられた場合） • 災害対策本部（大規模な災害が発生した場合）
N T T コミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 注意情報の連絡を受けた場合、次の地震防災応急対策の業務に準じて適切かつ効果的に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> • 注意情報の伝達と周知 • 非常態勢の発令及び情報連絡室の設置 • 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達 • 要員、資材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに湯槽に関する確認等 • その他発災に備えた諸措置等
N T T ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため以下に掲げる事項について、状況の把握及びこれに関する情報収集を行う。 <ul style="list-style-type: none"> • 通信疎通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況 • 所管する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況

	<ul style="list-style-type: none"> 社員の確保及び避難の状況 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 その他地震防災応急対策実施上必要な情報または要望事項等
K D D I	◆ 注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、その情報伝達、とるべき措置の確認・指示、通信の疎通状況の確認と疎通状況の確認と疎通確保に向けた対策をとる。
ソフトバンク	◆ 注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、必要要員を確保し、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行い、通信疎通状況の確認と疎通確保の対策をとる。
その他の防災機関	◆ 注意情報を受けた場合、または注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

3. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総合防災部、小平警察署、小平消防署）へ通報し、関係機関は必要な情報等を市民等に広報する。

市は、注意情報が発表されたときは、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼びかける。

4. 注意情報時の混乱防止措置

注意情報の発表等により混乱の発生のおそれがあるとき、または混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するため、各防災機関は次の通り対応する。

図表 IV-14 注意情報時の混乱防止措置に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市	《対応措置の内容》 <ul style="list-style-type: none"> 各防災機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防災対策の実施 混乱防止に関する情報の収集及び分析 その他必要な事項 《対応機関》 防災危機管理課が、各部課、各防災機関の協力を得て対処する。
警視庁 小平警察署	《情報の収集と広報活動》 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、市民、運転者等に対して注意情報が発表された場合のとりべき行動について、積極的な広報を行い、冷静に対応するよう呼びかける。 《混乱の未然防止活動》 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合

	の整理誘導等を行う。
J R 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ◆ テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運行計画を報道する。 ◆ 各支社（東京・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 ◆ 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 ・ 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行などを実施する。 ・ 状況により警察官の警備の応援を要請する。
西 武 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。 ◆ 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集と伝達 ・ 通信の利用制限等の措置 ・ 災害用伝言ダイヤルの提供準備及び運用 ・ 対策要員の確保及び広域応援 ・ 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資器材の確保 ・ 通信建物、設備等の巡視と点検 ・ 工事中の設備に対する安全措置 ・ 社員の安全確保
N T T コミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国、都等からの指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集と伝達 ・ 重要通信の確保、通信の利用制限等の措置 ・ 災害用伝言ダイヤルの提供準備及び運用 ・ 対策要員の確保 ・ 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資器材の確保 ・ 通信建物、設備等の巡視と点検 ・ 工事中の設備に対する安全措置 ・ 社員の安全確保

<p>N T T ド コ モ</p>	<p>◆ 国、東京都、各区市町村及び指定地方行政機関から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 情報収集と伝達 • 通信の利用制限等の措置及び重要通信の確保 • 対策要員の確保及び広域応援 • 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 • 通信建物、設備等の巡視と点検 • 工事中の設備に対する安全措置 • 社員の安全確保 • 医療施設及び研修施設等における対策
<p>K D D I</p>	<p>◆ 指示の伝達及び報道機関からの各種情報を受け、通信の疎通確保のための所要の準備を行う。</p>
<p>ソ フ ト バ ン ク</p>	<p>◆ 国、都から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保およびそれぞれの地震防災対策に反映させる。</p>

第5章 警戒宣言時の応急活動体制

東海地震が発生するおそれがあると認められる場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、または警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、市及び防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれの地震災害警戒本部を中心として、地震防災応急対策等にあたるものとする。

第1節 活動体制

1. 市の活動体制

- ◆ 災害対策本部の設置
市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。
- ◆ 災害対策本部長室の設置場所
災害対策本部長室の設置場所は、原則として市庁舎301会議室とする。
- ◆ 本部の組織
震災編第Ⅱ部第5章第3節応急1-1「小平市災害対策本部の組織」による。
- ◆ 本部の所掌事務
震災編第Ⅱ部第1章第2節3「小平市各課の分掌事務」による。
- ◆ 配備体制
警戒宣言発令時の本部職員の配備体制及び配備人員は次のとおり。
 - ・ 本部の非常配備体制は、震災編第Ⅱ部第5章に定める第1非常配備体制とする。
- ◆ 小平市消防団の活動体制
小平市消防団は、「警戒宣言に伴う消防団の活動計画」に基づき出動する。

2. その他の防災機関の活動体制

- ◆ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、都地域防災計画及び小平市地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとる。
- ◆ 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。
- ◆ 市域の公共団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

3. 東京都関係機関の分掌事務

図表 IV-15 東京都関係機関の役割

関係機関	内 容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導に関すること。 ・ 警備情報に関すること。 ・ 交通の規制に関すること。 ・ 前各号に掲げるもののほか、公安に関すること。
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 ・ 救急及び救助に関すること。 ・ 危険物等の措置に関すること。 ・ 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
多 摩 小 平 保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療に関すること。 ・ 保健衛生に関すること。

4. 相互応援協力

◆警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分に協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。

◆防災機関等の長及び代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとするときや市または他の防災機関等の応援のあっ旋を依頼するときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、ひとまず口頭または電話により要請し、後日改めて文書により処理する。

- ・ 応援を求める理由（あっ旋を求める理由）
- ・ 応援を希望する機関名（応援のあっ旋を求めるときのみ）
- ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ・ 応援を必要とする日時、時間
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする活動内容
- ・ その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

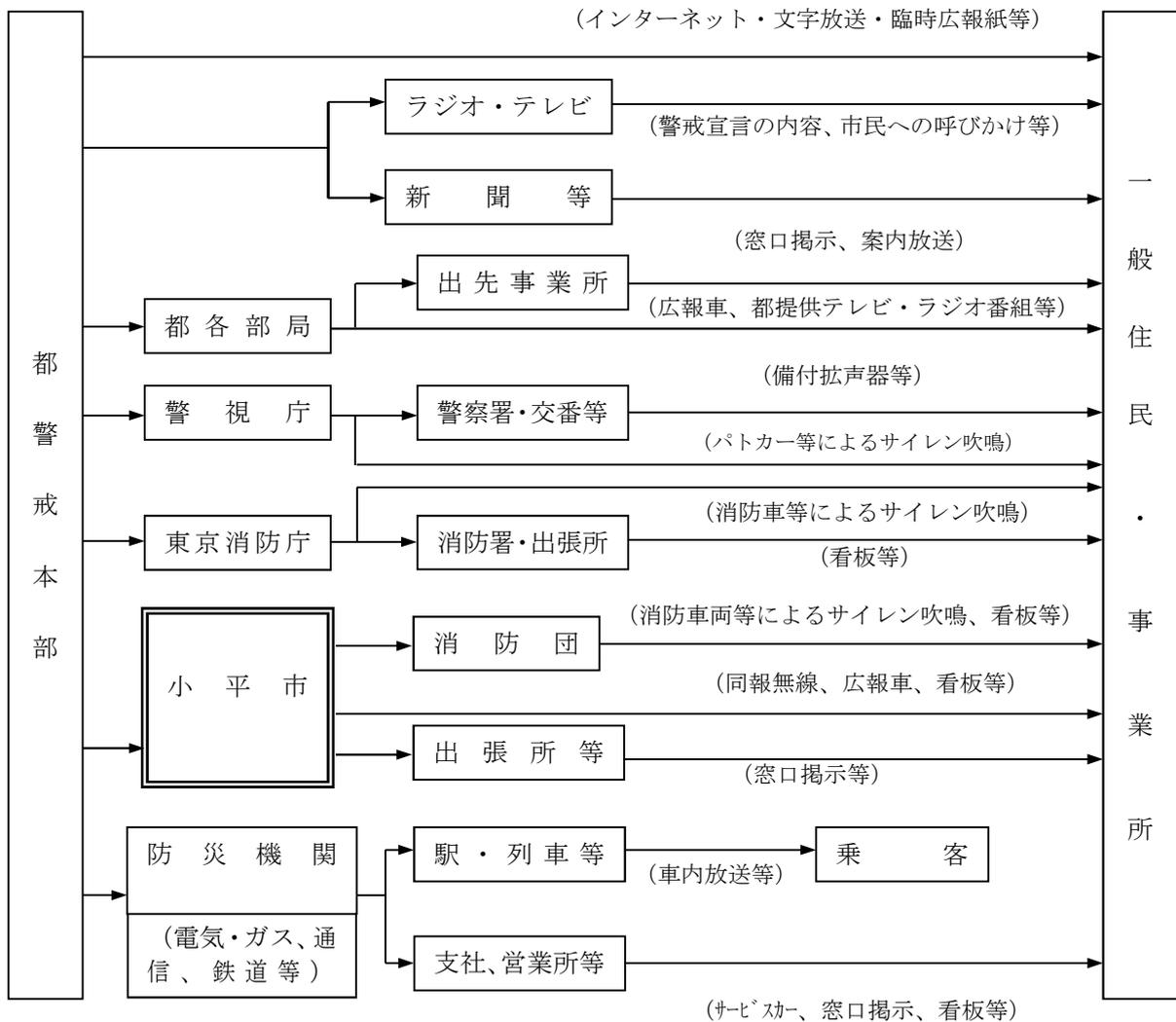
小平市及び防災関係機関は、警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

1. 警戒宣言の伝達等

1-1. 警戒宣言の伝達等

一般市民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段並びに関係機関に対する警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路等は、次の図のとおり。

図表 IV-16 警戒宣言時の情報伝達



1-2. 伝達態勢

図表 IV-17 伝達宣言時の小平市、関係機関の伝達体制に関する取り組み内容

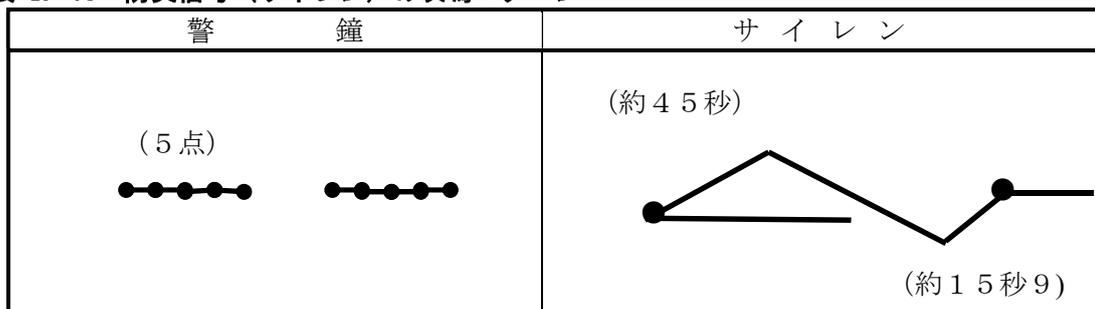
関係機関	内 容
小 平 市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときはただちにその旨を全課及び消防団に伝達するとともに、教育委員会を通じて公立小・中学校に伝達する。 ◆ 一般住民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車及び同報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警視庁から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、ただちに一齐通報、模写電報により全所属に伝達する。 ◆ 市に協力し、パトカー等所有車両のサイレンの吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 東京消防庁から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、ただちに一齐通報、消防無線及びその他の手段により各出張所に伝達する。 ◆ 市に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
そ の 他 の 防 災 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都総務局から通報を受けたときは、ただちに部内各課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

1-3. 警戒宣言・大規模地震関連情報等の周知

小平市及び防災関係機関は、警戒宣言・大規模地震関連情報等について、同報無線、広報車、消防車等あらゆる手段を講じて市民に伝達する。

なお、警戒宣言については、大規模地震対策特別措置法施行規則第4条に定める地震防災信号を使用する。

図表 IV-18 防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



- 備考 1 警鐘またはサイレンは、適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

1-4. 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおり。

- ・ 警戒宣言の内容
- ・ 東京での予想震度
- ・ 防災対策の実施の徹底
- ・ その他特に必要な事項

1-5. 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット、ツイッターなどの SNS 等を活用した都の広域的な広報のほか、市及び各防災関係機関等が広報を実施する。

各現場で混乱発生のおそれのある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた市災害対策本部は、混乱防止のための応急措置をとるとともに、情報をすみやかに市民等へ広報する。

(1) 広報内容及び手段

小平市は、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ被害を最小限にとどめるために、関係機関と協力して広報活動を実施する。この場合における広報内容は、おおむね次のとおりである。なお、特に重要な広報は、都の広報文例集を参考とする。

① 広報項目

- ・ 警戒宣言の内容の周知徹底
- ・ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- ・ 防災措置の呼びかけ

② 広報の実施方法

防災行政無線、ホームページや防災・防犯緊急メールマガジン、ツイッター等の SNS、広報車などあらゆる手段を用いて実施するほか、自主防災組織や自衛消防組織に対して協力を要請する。

また、小平消防署は、次により広報及び指導を行う。

- ◆ 広報車隊による広報
- ◆ 移動防災指導班による広報
- ◆ 立看板等の掲出

【警戒宣言時の広報文例1】

こちらは、小平市の災害対策本部です。
ただいま、東海地震の警戒宣言が出されました。
駿河湾沖を震源域とする大地震が2、3日（数時間）内に発生するおそれがあります。
なお、この地震が発生した場合、東京では、震度5程度の揺れが予想されます。
市民の皆さん！
テレビ、ラジオのニュースや市役所からのお知らせに十分注意してください。

【警戒宣言時の広報文例2】

小平市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
現在、東海地震の警戒宣言が出されています。
市民の皆さんは、まず、火の始末、水の汲み置き、家具などの転倒防止を行って下さい。
また、デマなどにまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや市役所などのお知らせに注意し、落ち着いて行動しましょう。

第3節 消防対策

1. 小平消防署における活動体制

小平消防署は、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下であり、次の対策をとる。

- ◆ 全消防職員の非常招集
- ◆ 震災消防活動部隊の編成
- ◆ 市への職員の派遣
- ◆ 救急医療情報の収集体制の強化
- ◆ 救助・救急資器材の強化
- ◆ 情報受信体制の強化
- ◆ 高所見張員の派遣
- ◆ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ◆ その他消防活動上必要な情報の収集

2. 市民（事業者）に対する呼びかけ

図表 IV-19 警戒宣言時の市民（事業者）に対する呼びかけの内容

対象	事項	内容
市民	情報の把握	テレビ、ラジオや消防、警察、市からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、消火用水等の確認
	危害防止	家具類、ガラス等の安全確保 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言時に基づき、すみやかに対応を図るよう呼びかける。

第4節 危険物対策

1. 石油类等危険物の取扱施設

図表 IV-20 石油类等危険物の取扱施設に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内容
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 予防規程または事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について、検討・実施するよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業の停止または制限 ・ 流出拡散防止資器材等の点検、配置確認 ・ 緊急しゃ断装置等の点検、確認 ・ 火気使用の中止または制限

2. 高圧ガス取扱施設

図表 IV-21 高圧ガス取扱施設に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
多摩環境	◆ 東京都高圧ガス地域防災協議会に対し、次の事項について、各

事 務 所	事業所が確実に実施するよう要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒宣言時の伝達 ・ 事故発生時に準じた保安要員の確保 ・ 保安上必要な施設及び設備の点検整備 ・ 地震による被害の防止及び軽減措置
-------	--

3. 化学薬品等取扱施設

図表 IV-22 化学薬品等取扱施設に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内 容
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により次の対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 ・ 引火または混合混色等による出火防止措置 ・ 化学薬品等取扱いの中止または制限 ・ 火気使用の中止または制限 ・ 消防用設備等の点検、確認

4. 毒物・劇物取扱施設

図表 IV-23 毒物・劇物取扱施設に関して多摩小平保健所が取り組む内容

関係機関	内 容
多 摩 小 平 保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 毒物・劇物業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯蔵施設等の緊急点検 ・ 巡視の実施 ・ 充てん作業、移替え作業等の停止 ・ 落下、転倒等による施設の損傷防止のため特に必要のある応急的保安措置 ・ 地震予知関連情報の収集及び伝達

5. 放射性物質取扱施設

図表 IV-24 放射性物質取扱施設に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
東 京 都 (福 祉 保 健 局) 多 摩 小 平 保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ R I の管理測定班の編成 都内のR I 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるための活動を行う。 R I 管理測定班設置事業者に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い必要に応じたただちに出動できる体制を整える。 ◆ R I 使用医療機関に対する指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修 ・ R I 使用状況の把握 ・ 未使用R I 及び使用済R I の保安確認 ・ R I 治療患者の管理体制の徹底周知 ・ 地震予知関連情報の収集

6. 危険物輸送

図表 IV-25 危険物輸送の取扱施設に関して東京都関係機関等が取り組む内容

関係機関	内 容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物取扱事業者に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 ・ 危険物及び保管施設に対する警戒強化を実施する。
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷、受入れの停止または制限する。 ・ 輸送途中車両における措置の徹底を図る。
J R 貨 物	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒宣言・地震予知情報が発せられた際は、列車の運転規制等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬類 輸送情報を確認し必要に応じて関係箇所へ連絡をする。 ・ その他の危険物 積載情報を確認し必要に応じて関係箇所へ連絡をする。

第5節 警備、交通対策

1. 警備対策

図表 IV-26 警備対策に関して警視庁小平警察署が取り組む内容

機 関 名	内 容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<p>《警備部隊の編成》 小平警察署は、警察署部隊を編成する。</p> <p>《警備部隊の配備》 混乱のおそれのある駅、主要交差点等の実態を考慮し、必要により部隊を要点等に配備する。</p> <p>《治安維持活動》 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により市民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。</p> <p>《避難誘導活動》 避難誘導にあたっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止にあたる。</p>

2. 交通対策

2-1. 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じる。

図表 IV-27 警戒宣言時の交通対策基本方針

基本方針	1 市内の車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方面へ向かう車両の走行は、できる限り抑制する。 3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
------	---

2-2. 運転者等のとるべき措置

警戒宣言中に、運転者が取るべき措置の周知徹底に努める。

図表 IV-28 警戒宣言時の運転者等のとるべき措置

状態	取るべき措置
走行中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速で走行すること。 ◆ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。 ◆ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。 ◆ バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。 ◆ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策をすみやかに実行する（前節参照）。 ◆ 現場警察官等の指示に従う
駐車中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。 ◆ 道路上に駐車中の車両は、すみやかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを切る。なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。 ◆ 警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、避難を要する場合でも車両は使用しない。

2-3. 交通対策の実施

警戒宣言発令後すみやかに警察官を主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

2-4. 緊急通行車両等の確認等

現場警備本部長は、警察署、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

第6節 公共輸送対策

1. 鉄道対策

1-1. 情報伝達

図表 IV-29 警戒宣言に関して鉄道事業者等が実施する情報伝達

警戒宣言前	旅客に対して、警戒宣言時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。
警戒宣言発令	警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並び

	に乗客等に伝達する。
--	------------

1-2. 列車運行措置

(1) JR東日本

- ◆ 地震防災対策強化地域外周部における線区（①～④に記載する線区を除く。）は、徐行を行い列車の運転を行う。
- ◆ 地震防災対策強化地域に近接する次の路線は、折り返し設備の都合または落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。
 - ① 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎間
 - ② 中央本線 高尾～上野原間
 - ③ 青梅線 青梅～奥多摩間
 - ④ 相模線 橋本～厚木間

(2) 西武鉄道

- ◆ 運行方針
防災関係機関、報道機関及びJR各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。
- ◆ 運行措置

図表 IV-30 西武鉄道が実施する運行措置

機 関 名	警戒宣言翌日	翌日以降
西 武 鉄 道	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ(仮称)を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

1-3. 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

図表 IV-31 旅客集中防止対策に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 ◆ 警戒宣言時において、鉄道機関及び小平警察署からの情報をもとに、列車の運行状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員の対策について指導を行う。
J R 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平常時から運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力について広報を行う。 ◆ 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 ◆ 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知する。

	知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。
--	--

1-4. 主要駅等の警備

小平警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想されまたは混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

1-5. 列車の運転中止措置

鉄道機関及び市、都、小平警察署、小平消防署等は、一致協力し、1-1から1-4までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏み切り故障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

1-6. その他施設管理等

鉄道各社は次の措置を講じる。

- ◆ 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- ◆ 防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。
- ◆ 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

2. バス・タクシー等対策

2-1. 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、ただちに旅客に伝達する。

◆運行措置

図表 IV-32 バス、タクシー等が実施する運行措置

関係機関	内容
東京バス協会	<p>1 路線バス</p> <p>(1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画</p> <p>ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p> <p>イ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。</p> <p>ウ 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。</p> <p>エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において旅客の利便と安全について十分配慮する。</p>

東京ハイヤー・ タクシー協会 都 個 人 タクシー協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。
--	--

2-2. 混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、市、都、小平警察署、小平消防署及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

(2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱の防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第7節 学校、病院、福祉施設対策

1. 学校（幼稚園、小・中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修・各種学校）

1-1. 注意情報発表時の対応

(1) 児童・生徒等に対する伝達と指導

学校は、注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒等に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校で児童・生徒を保護する。なお、注意情報が解除されるまで、学校を臨時休業とする。また、警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業とする。

(2) 学校における対応措置の保護者への通知

注意情報が発表されると、児童・生徒等の保護者がただちに引取りに来校する事態が予想される。学校は平素から、保護者に対して学校の対応策を周知徹底するよう努める。

特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備及び確認、火災防止、家具等の転倒防止措置をとりながら、事後の報道に注意し、児童・生徒等を引き取りに出る準備を整えるよう打ち合わせておくことが大切である。

1-2. 警戒宣言時の対応

(1) 在校時

地震発生後は、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、原則として、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、学校において安全を確保する。

なお、児童・生徒等の保護者への引渡しについては、児童・生徒等の安全確保に万全を期すため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。

東京都帰宅困難者対策条例施行に基づく一斉帰宅抑制により保護者が企業等にとどまる場合も想定されることから、その際の児童・生徒等の校内保護の原則について、保護者にあらかじめ周知しておく。また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル等を使用した、児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保

するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

図表 IV-33 在校時に警戒宣言に関して学校が取り組む内容

種 別	内 容
幼稚園 小・中学校	1 あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者または保護者の委託した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。 2 保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
高等学校	1 個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 2 帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。
特別支援学校	1 保護者に引き渡すまでは学校において保護する。 2 スクールバスを使用している児童・生徒等については、保護者に事前に指定してある地点で引き渡す。 3 児童・生徒等の通学範囲、障がいの状態、寄宿舎生及び残留児童生徒等の収容、スクールバス使用の是非等について、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障がいにより帰宅所要時間が長時間となるため、注意情報の発表の段階で、各学校から保護者に引渡しの緊急連絡を行う。
小・中学校 心身障害学級	1 特別支援学校に準じて措置するよう指導する。

(2) 校外学習時

図表 IV-34 校外学習時に警戒宣言に関して学校等が取り組む内容

宿泊を伴う時 (移動教室、夏季施設、 修学旅行等)	強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部または災害対策本部の指示に従う。 また、すみやかに学校に連絡をとり、校長または副校長は、対応の状況を市教育委員会または所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。
遠 足	その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとる。 強化区域内の場合は、その地の官公庁等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。また、校長または副校長は、すみやかに学校に連絡をとり、教育委員会への報告、保護者に連絡をとる。

1-3. 学校におけるその他の対応策

- ◆ 児童・生徒等を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害の軽減の措置をとる。
- ◆ 学校に残留し保護する児童・生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校において備蓄するかまたは地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- ◆ 学校に残留し保護するために必要な人員の確保については、あらかじめ定めている緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。

1-4. 警戒解除宣言の連絡等

- ◆ 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市及び都の広報等によって情報を得る。

- ◆ 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

2. 病院、診療所

2-1. 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処する。

図表 IV-35 警戒宣言に関して病院、診療所が取り組む内容

機 関 名	外 来 診 察	入 院 患 者	手 術 等
公立昭和病院	原則として、平常通り診察を行う。 ただし、乳幼児、高齢患者等、発災時の混乱に際し、特に危険が予測される患者に対しては、受診の自粛を呼びかける。	1 施設設備等の安全性に著しく問題のある場合を除き、原則として患者の避難は行わない。 2 退院及び一時帰宅を希望する患者には、担当医師の判断により、その許可を与える。	医師の判断により、日程変更の可能な手術・検査は延期する。
市医師会 〔民間病院〕 〔診療所〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更の可能な手術・検査は延期する。
市歯科医師会 〔民間病院〕 〔診療所〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更の可能な手術・検査は延期する。

2-2. 防災措置

病院または診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止または軽減を図るため、次の防災措置を講じる。

- ◆ 建物、設備の点検・防災措置
- ◆ 危険物の点検・防災措置
- ◆ 落下物の防止
- ◆ 非常用設備、備品の点検及び確保
- ◆ 職員の分担事務の確認
- ◆ 備蓄医薬品の点検・防災措置

2-3. その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

3. 社会福祉施設等

3-1. 保育所・通所施設

(1) 利用者等の扱い

利用者等は、名簿を確認のうえ、保護者・家族等身元引受人に引渡す。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

引取りのない利用者、または身体が不自由で急な移動が困難な利用者等については、園・施設で保護する。また、通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護する。

(2) 防災措置

- ・ 施設設備の点検
- ・ ライフラインの確認
- ・ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- ・ 食料、飲料水、ミルク等の確保
- ・ 医薬品の確保

(3) その他

園児・利用者の引渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

職員・園児・保護者等の防災教育を行う。

利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

- ・ 施設設備の点検
- ・ ライフラインの確認
- ・ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- ・ 食料、飲料水の確保
- ・ 医薬品の確保
- ・ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- ・ 利用者・家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ・ 関係機関との緊密な連絡・連携

第8節 劇場、図書館、公民館等対策

1. 関係機関が取り組む対策

劇場、図書館、公民館等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対策を講じる。

1-1. 東京消防庁小平消防署が取り組む対策

図表 IV-36 劇場等に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	対象	対応措置
東京消防庁 小平消防署	劇場等	消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 ◆ 火気使用の中止または制限 ◆ 消防用設備等の点検及び確認 ◆ 避難施設の確認

		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救急処置に必要な資材の準備 ◆ 営業の中止または自粛 ただし、駅等の混乱状態によっては、弾力的な運用を指導する。 ◆ 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な指導
--	--	--

1-2. 小平市が取り組む対策

図表 IV-37 文化施設等に関して小平市が取り組む内容

関係機関	対象	対応措置
小平市 小平市教育委員会	文化施設等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 管理者が施設利用者に警戒宣言の情報を伝達し、適切な誘導を行う。 ◆ 施設の危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を行う。
	図書館 公民館 体育館等施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒宣言が発せられた場合、図書館等個人利用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者へ直接、体育館等団体利用（貸切）形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 ◆ 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。 ◆ エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

第9節 電話、通信対策

1. 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信のそ通が著しく困難となることが予想されることから、各機関は次の措置をとることとする。

図表 IV-38 警戒宣言時の輻輳防止措置に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
N 東 T 日 T 本	<p>警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信のそ通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>《確保する業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 ◆ 街頭公衆電話からの通話 ◆ 非常、緊急扱い通話 ◆ 災害用伝言ダイヤル等の提供準備 <p>《可能な限りにおいて取り扱う業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般加入電話からのダイヤル通話 ◆ 100番通話 ◆ 防災関係機関等から緊急な要請への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・故障修理 ・臨時電話、臨時専用回線等の開通 <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
N 東 T 日 T 本	<p>警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信のそ通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>《確保する業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常、緊急扱い電報 <p>《可能な限りにおいて取り扱う業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般電報の発信及び電話による配達 <p>(強化地域に着信する電報は遅延承認のもとに限る。)</p>
N T T コミュニケー シ ョ ン ス	<p>警戒宣言が発せられた場合、国内・国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平時と同様に維持する。</p> <p>ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳した時は重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。</p>
N T T ド コ モ	<p>警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により以下の措置を行う。</p> <p>通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置を行う。</p>
K D D I	<p>警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたしたまたは著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。</p>
ソ フ ト バ ン ク	<p>警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳した時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置をとる。</p>

2. 広報措置の実施

図表 IV-39 警戒宣言時の広報措置に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒宣言発令時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、または会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。） ・ 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況 ・ その他必要とする事項 <p>◆ 前項の広報を実施するにあたり、必要に応じ、報道機関と事前協議を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置をとる。</p>
N T T コミュニケーションズ	<p>警戒宣言が発せられたことにより、国内・国際通信が著しく輻輳した場合は、ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞等を通じて、利用者に対し次の事項を広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国内・国際通信の疎通状況 ◆ 国内・国際通信の輻輳対策 ◆ 利用者に協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの運用情報等含む）
N T T ドコモ	<p>警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段 ◆ 支店等営業窓口における業務実施状況 ◆ 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言版、災害用音声お届けサービスの準備状況を含む。） ◆ 業務の取り扱いを中止した時の理解と協力を呼び掛けること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等 ◆ その他必要とする事項
K D D I	<p>警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し主に次の事項を広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 通信サービスの疎通状況 ◆ 通信サービスの輻輳対策 ◆ 利用者に協力を要請する事項
ソフトバンク	<p>警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 ◆ 災害用伝言板及び音声お届けサービス等の協力要請 ◆ その他必要とする事項

3. 防災措置の実施

警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、次のとおり実施する。

図表 IV-40 警戒宣言時の防災措置に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒本部又は情報連絡室を設置 ◆ 各対策組織の必要要員を招集 ◆ 社外機関との情報連携 ◆ 通信サービス利用者の協力を得るための広報 ◆ 電源、物資及び人員の確保 ◆ 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保 ◆ その他必要な事項

<p>N T T コミュニ ケ ー シ ョ ン ズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒宣言等情報の伝達とお客様等への周知 ◆ 非常態勢の発令及び地震災害警戒本部の設置 ◆ 対策要員の確保 ◆ 社外機関との協調 ◆ お客様及び社員等の安全確保 ◆ 地震防災応急対策の業務の実施
<p>N T T ド コ モ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒宣言等の伝達 ◆ 警戒宣言のお客様等への周知 ◆ 対策要員の確保 ◆ 社外機関との協調 ◆ お客様及び社員等の安全確保 ◆ 地震防災応急対策の業務の実施
<p>K D D I</p>	<p>関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害対策本部等の対策活動組織の確立 ◆ 情報連絡体制の確立 ◆ 通信設備の点検 ◆ 通信疎通の監視、管理体制の強化 ◆ 災害対策用設備の点検 ◆ その他、一般防災に関する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務機器等の転倒防止措置 ・ 危険物等の保安点検 ・ 火気の使用制限措置 ・ 応急対策物資の点検 ・ 医療救護備品の点検 ・ 庁舎警備の強化 ・ 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準
<p>ソ フ ト バ ン ク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒宣言等の伝達 ◆ 警備体制の確立 ◆ 対策要員の確保 ◆ 社外関係機関との連携・協力 ◆ 災害対策用設備・資機材の確保 ◆ 社員の安全確保 ◆ その他必要な事項

第10節 電気、ガス、上下水道対策

1. 電気 電力の供給

1-1. 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

1-2. 人員、資機材の点検確保

(1) 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、すみやかに所属する事業所に参集する。

また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、すみやかに非常災害対策本部・支部を設置する。

(2) 資機材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両等を整備・確保する。

1-3. 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

1-4. 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関及びホームページ等を通じて、電気的安全措置に関する具体的事項について広報する。

1-5. 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置をすみやかに実施する。

2. ガス

2-1. ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合についても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止または軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じえる全社態勢を確立する。

2-2. 人員、資機材の点検確保

(1) 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

(2) 資機材の点検確保

保安通信設備の健全性確認、保安電源設備の燃料残量確認及び確保、復旧工事用資機材の点検整備を行う。

2-3. 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

(1) 広報の内容

- ◆ 不使用ガス栓の閉止の確認
- ◆ 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保
- ◆ 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作

(2) 広報の方法

- ◆ 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。
- ◆ テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- ◆ 市とも必要に応じて連携を図る。

2-4. その他の保安措置

(1) 避難等の要請

本社及び事業所等の見学者・訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(2) 工事等の中断

工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

3. 上水道**3-1. 飲料水の供給及び広報（市及び多摩水道改革推進本部）**

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、市民自らが当座の飲料水を確保し地震の災害に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- ◆ 当座の飲料水のくみ置き要請
- ◆ 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- ◆ 地震発生後の広報等の実施方法
- ◆ 地震発生後における住民への注意事項

3-2. 水道施設への点検確保態勢（多摩水道改革推進本部）

警戒宣言が発せられた場合は、ただちに発災に備えて給水対策本部を設置する。

各事業所は、ただちに発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

3-3. 施設等の保安措置（多摩水道改革推進本部）

- ◆ 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。
- ◆ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- ◆ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。また、掘削を伴う工事ですみやかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋め戻しを行う。

4. 下水道

警戒宣言が発せられた場合においても、下水の処理は継続する。

管きょ等の施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、管きょ施設の巡視、点検の強化及び整備を行う。

なお、工事現場においては、工事を即時に中断するとともに現場の保安態勢を確認し、応急資機材の状況の把握と準備を行う。

第11節 生活物資対策**1. 食料品の配布態勢****1-1. 職員の配置**

市及び都は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため、倉庫に職員を配置し、待機の態勢をとる。

1-2. 運搬計画

- ◆ 食料等応急生活物資について、調達（備蓄含む）計画を策定する。調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- ◆ 市及び都は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の態勢を要請する。
- ◆ 市長は、集積地へ輸送された食料、物資を必要に応じて避難所に輸送する態勢を

とる。

1-3. 即時調達態勢の確保

市は、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、地元商工団体及び小売店等に、物資の供給態勢を整えるように依頼する。

第12節 金融対策

警戒宣言時における金融対策は、以下のとおり。

図表 IV-41 警戒宣言時の金融対策に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警戒宣言が発せられ、交通混乱等が発生し、市税等の納付が困難となった場合は、その期限の延長等について、弾力的な措置を講じる。 ◆ 警戒宣言が発せられた後、引き続き、市の一部または全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置を講じる。
関 東 財 務 局 日 本 銀 行	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> 《金融機関の業務確保》 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関は、原則として、平常通り営業を行うよう配慮させる。なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻業務については、できるだけ継続するよう配慮させる。 《金融機関の防災体制等》 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。 ・発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させる。 《顧客への周知徹底》 <ul style="list-style-type: none"> ・店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことをただちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭はその旨を掲示させる。 ・上記1（1）なお書き及びイの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させる。 (注) 1 「関係機関」とは、関東財務局及び日本銀行をいう。 2 本金融対策は、営業開始前または営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況を見て検討し、所要の調整を図る。 ◆ 日本銀行は以下のことを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震予知情報の伝達、避難誘導に関すること ・通貨の円滑な供給の確保に関すること ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の業務運営に係る措置に関すること ・地震防災応急対策に係る広報に関すること ・海外中央銀行等との連絡・調整に関すること
--	--

第13節 救援・救護対策

1. 医療救護体制

図表 IV-42 警戒宣言時の医療救護体制に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医師会への医療救護班の編成要請 ◆ 医師会へ救急患者の受入れ体制の確保について要請 ◆ その他医師会との連絡調整
市 医 師 会	地域防災計画（震災編）に基づく医療救護体制に準じた体制がすみやかに編成できるよう準備方を指示する。
市 歯 科 医 師 会	発災時に出勤するよう計画されている医療救護班を必要とするときは、すみやかに編成できるよう準備方を指示する。
市 薬 剤 師 会	発災時に出勤するよう計画されている医療救護班を必要とするときは、すみやかに編成できるよう準備方を指示する。

2. 輸送車両の確保

図表 IV-43 警戒宣言時の輸送車両の確保に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
東 京 都 ト ラ ッ ク 協 会 多 摩 支 部	要請に応じ、あらかじめ定められた方法により車両の調達準備をする。

第6章 市民・事業所等のとるべき措置

東海地震は、現時点においては、その発生を予知しうる唯一の地震とされている。そして、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、市をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることは、限界がある。

市民、自主防災組織及び事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮しうるものである。その意味から、市民またはその家族が自らを守る「自助」、近隣と地域との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、市民一人ひとりが理解したうえ、市民、自主防災組織及び事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本章については、市民、自主防災組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときに取るべき行動基準を示す。

第1節 市民のとるべき措置

1. 平常時

- ◆ 東海地震の発生に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法について確認しておく。
- ◆ 消火器など防災用品を準備しておく。
- ◆ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス飛散防止フィルムを貼るなど落下防止を図っておく。
- ◆ ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- ◆ 水（1人1日分の最低必要量3L）及び食料3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携行ラジオなど非常持ち出し用品の準備、地域内の応急給水拠点の確認をしておく。
- ◆ 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ・注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
 - ・警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、安否確認方法などの警戒宣言発令時の行動を家族とよく相談しておく。
- ◆ 防災訓練や防災事業へ参加する。
- ◆ 市、都、消防署及び自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- ◆ 避難行動要支援者がいる家庭は、住民組織、消防署、警察署等の避難支援等関係者へ事前に「避難行動要支援者登録名簿」の情報を提供することに同意することに努め、円滑かつ迅速な避難に備える。

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ◆ テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- ◆ 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- ◆ 電話の使用を自粛する。
- ◆ 自動車の利用を自粛する。

3. 警戒宣言が発表された時から発災まで

- ◆ 情報の把握を行う。
 - ・ 市等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、ただちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - ・ 市、都、警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ・ 警戒宣言が発表されたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- ◆ 火気の使用に注意する。
 - ・ ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - ・ ガスメーターコックの位置を確認する。（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。）
 - ・ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）コンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する。（遮断するときは、ブレーカーを遮断する。）
 - ・ LPガスボンベの固定措置を点検する。（避難するときは、LPガスボンベの元栓を閉める。）
 - ・ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- ◆ 消火器、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- ◆ テレビや家具等の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- ◆ ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- ◆ 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ・ 窓ガラスに荷造り用テープ、飛散防止フィルム等を貼る。
 - ・ ベランダの植木鉢等を片付ける。
- ◆ 飲料水、生活用水等のくみ置きをする。
- ◆ 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備）
- ◆ 防災素材で、なるべく動きやすい服装にする。
- ◆ 電話の使用を自粛する。特に役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
- ◆ 自家用車の利用を自粛する。
 - ・ 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - ・ 路上に駐車中の車両は、すみやかに空地や駐車場に移す。
 - ・ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- ◆ 幼児、児童の行動に注意する。
 - ・ 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - ・ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて引き取りにくい。
- ◆ 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- ◆ エレベーターの使用は避ける。
- ◆ 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- ◆ 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- ◆ 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

1. 平常時

- ◆ 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- ◆ 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ・市及び防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - ・地区ごとに、収集・伝達すべき情報を定めておく。
- ◆ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- ◆ 初期消火、救出救護、避難など各種訓練を実施する。
- ◆ 消火・救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- ◆ 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておくとともに、行政、地域内事業所等との連携について検討・推進する。

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ◆ テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- ◆ 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3. 警戒宣言が発せられた時から発災まで

- ◆ 市からの情報を地区内住民に伝達する。
- ◆ 自主防災市民組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- ◆ 地区内住民に、市民がとるべき措置（前節参照）を呼びかける。
- ◆ 軽可搬消防ポンプを所有する自主防災組織については燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- ◆ 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- ◆ 要配慮者の安全に配慮する。
- ◆ ブロック塀の付近等、危険性の高い場所で遊んでいる幼児、児童に対して安全な場所に避難するよう注意する。
- ◆ 救急医薬品等を確認する。
- ◆ 食料・飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

4. その他

自主防災市民組織が結成されていない地域にあっては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所がとるべき措置

1. 平常時

- ◆ 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成
- ◆ 事業所は、第3章第3節第2項に記載されている消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画を作成する。
- ◆ 従業員等に対する防災教育の実施
- ◆ 自衛消防訓練の実施
- ◆ 情報の収集・伝達体制の確立
- ◆ 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- ◆ 水、食料、医薬品その他必需品の備蓄

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発表されるまで

- ◆ テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- ◆ 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- ◆ 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき、警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備する。
- ◆ その他状況により、必要な防災措置を行う。

3. 警戒宣言が発表された時から発災まで

- ◆ 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- ◆ テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客・従業員等に迅速かつ性格に伝達する。
なお、大型物品販売店舗等の不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- ◆ 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客・従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、要配慮者の安全に配慮する。
- ◆ 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については、原則として営業を継続する。
ただし、不特定多数を収容する劇場等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- ◆ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を確認する。
また、薬品等の混色発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- ◆ 建築物の防火または避難上重要な施設及び消防用設備等について点検し、使用準備（消火用水）等の保安措置を講じる。
- ◆ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を確認する。
- ◆ 不要不急の電話（携帯電話を含む）の使用は中止するとともに、特に、市、都、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせを控える。
- ◆ バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- ◆ 救助・救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- ◆ 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。
- ◆ 一般事業所の従業者は極力通常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発表された時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させる。
ただし、近距離通勤者にあつては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

索引

B

BCP.. II-31, II-114, II-130, II-131, II-185

い

遺体収容所II-187, II-210, II-211, II-213, II-217

一時滞在施設I-23, I-25, II-176, II-177, II-219, II-220, II-221, II-222, II-225, II-227, II-228, II-229, II-230, II-231, II-232, II-235, II-236, II-237, II-238, II-239

医療救護班II-13, II-36, II-178, II-179, II-180, II-181, II-182, II-184, II-185, II-192, II-195, II-196, II-197, II-198, II-199, II-200, II-204, II-215, IV-41

飲料水の安全確保..... II-261, II-262

飲料水の供給I-23, II-3, II-110, II-272, II-275, II-276, II-314, II-330, IV-39

え

液状化..... I-10, I-11, I-19, II-95

エレベーター対策..... II-61, II-62

延焼遮断帯II-19, II-47, II-49, II-50, II-51, II-55

お

応急仮設住宅I-20, I-23, I-26, II-6, II-8, II-9, II-65, II-76, II-314, II-316, II-317, II-318, II-319, II-320, II-330

応急危険度判定I-23, II-8, II-9, II-44, II-65, II-73, II-142, II-294, II-304

応急給水II-4, II-8, II-29, II-74, II-90, II-95, II-110, II-268, II-269, II-272, II-276, II-277, II-278, II-295, II-309, IV-9, IV-42

応急教育..... II-3, II-4, II-9, II-85

応急修理I-23, I-26, II-8, II-9, II-74, II-75, II-87, II-314, II-316, II-317, II-330

オープンスペースI-8, II-47, II-49, II-50, II-51, II-54, II-135, II-154, II-250, II-

254

屋外広告物..... II-63, IV-4

か

外国人災害時情報センターII-39, II-41, II-44

外国人支援対策..... II-28

家具等の転倒防止措置..... IV-30

ガス施設 II-14, II-69, II-100, II-114, IV-7

仮設トイレII-90, II-96, II-253, II-295, II-309, II-310

学校危機管理マニュアル..... II-221, II-226

がれき処理I-23, II-8, II-293, II-294, II-296, II-304, II-312, II-313, II-316, II-329

き

義援金I-23, I-26, II-7, II-9, II-14, II-292,

II-293, II-295, II-304, II-307, II-308, II-309, II-316, II-321, II-322, II-330

義援物資I-23, II-14, II-275, II-280, II-282, II-308

危険動物..... II-84

危険物輸送..... II-71, II-82, IV-26

帰宅困難者対策I-23, I-25, II-2, II-8, II-31, II-219, II-221, II-222, II-226, II-230, II-235, II-238, II-239, IV-30

帰宅支援ステーションII-220, II-222, II-229, II-233, II-234, II-241

給水拠点II-268, II-272, II-276, II-278, IV-42

緊急安全確保..... II-245, II-256, II-258

緊急医療救護所II-178, II-182, II-189, II-191, II-194, II-195, II-196, II-198, II-199, II-205

緊急交通路II-88, II-92, II-94, II-102, II-103, II-104, II-106, II-132, IV-27

緊急地震速報.. II-31, II-93, II-165, II-167

緊急自動車専用路..... II-94, II-102, II-132

緊急消防援助隊..... II-133, II-135

緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)..... II-165

緊急通行車両II-62, II-92, II-93, II-103, II-104, II-105, II-106, II-176, II-217, II-274, IV-26, IV-27

索引

緊急通報システム II-249
緊急道路障害物除去II-94, II-103, II-104,
II-105, II-106, II-107, II-270, II-312,
II-313
緊急物資輸送.. II-92, II-94, II-104, II-125
緊急輸送道路II-48, II-51, II-59, II-60, II-
90, II-91, II-92, II-103, II-104, II-112
緊急輸送ネットワークI-22, II-91, II-94, II-
104
緊急輸送路..... II-94, II-106

け

警戒宣言I-2, I-23, II-68, II-126, IV-1, IV-
2, IV-4, IV-5, IV-6, IV-7, IV-8, IV-9, IV-
10, IV-11, IV-12, IV-15, IV-16, IV-19, IV-
20, IV-21, IV-22, IV-23, IV-24, IV-25, IV-
26, IV-27, IV-28, IV-29, IV-30, IV-31, IV-
32, IV-33, IV-34, IV-35, IV-36, IV-37, IV-
38, IV-39, IV-40, IV-41, IV-42, IV-43, IV-
44, IV-45
計画停電..... II-97, II-121, II-155
警察災害派遣隊..... II-135, II-146
激甚災害I-23, II-5, II-296, II-297, II-299,
II-301, II-302, II-304, II-315
下水道施設II-8, II-88, II-90, II-112, II-116,
II-129, II-168, II-310
血液製剤.... II-15, II-192, II-204, II-209
健康相談II-196, II-200, II-201, II-215, II-
263, II-291
減災目標..... I-24
検視・検案I-22, II-179, II-183, II-186, II-
187, II-188, II-198, II-210, II-211, II-
212, II-213
現地災害対策本部.... II-138, II-139, II-141
現場救護所..... II-128, II-148

こ

高圧ガス保管施設..... II-69, II-78
広域応援II-105, II-125, II-134, IV-17, IV-
18
広域火葬..... II-179, II-217, II-218
広域災害・救急医療情報システム (EMIS)
..... II-133, II-191
広域避難.... II-121, II-122, II-242, II-246
交通規制II-4, II-20, II-25, II-35, II-44,

II-45, II-79, II-80, II-82, II-84, II-88,
II-94, II-102, II-103, II-104, II-105, II-
107, II-129, II-132, II-146, II-172, II-
173, II-174, II-176, II-217, II-241, II-
254, II-289, II-310, IV-4, IV-5, IV-6, IV-
27
高齢者等避難 II-166, II-248, II-255, II-257

さ

災害医療コーディネーターI-25, II-179, II-
180, II-181, II-182, II-183, II-189, II-
190, II-191, II-192, II-195, II-196, II-
197, II-199, II-204, II-205, II-207
災害医療支援病院II-185, II-189, II-193, II-
194, II-196
災害援護資金..... II-7, II-322, II-323
災害救助法の適用I-2, I-23, II-5, II-137, II-
140, II-168, II-170, II-297, II-314, II-
316, II-322, II-323, II-329, II-330, II-
332
災害拠点病院II-65, II-116, II-135, II-178,
II-181, II-182, II-185, II-190, II-191,
II-193, II-194, II-196, II-199, II-205,
II-207, II-209
災害拠点連携病院II-95, II-178, II-185, II-
193, II-194
災害時応援協定II-16, II-133, II-150, II-155,
II-249
災害時外国人支援センターII-34, II-39, II-41,
II-44, II-46
災害時要援護者... I-14, I-15, II-18, II-249
災害対策基本法I-1, I-19, II-93, II-103, II-
105, II-106, II-122, II-139, II-150, II-
154, II-157, II-170, II-248, II-250, II-
251, II-256, II-317, IV-19
災害対策本部II-35, II-41, II-46, II-65, II-
73, II-74, II-88, II-105, II-106, II-107,
II-108, II-110, II-113, II-121, II-122,
II-125, II-126, II-136, II-137, II-138,
II-139, II-140, II-141, II-142, II-143,
II-144, II-149, II-150, II-152, II-157,
II-169, II-173, II-181, II-191, II-195,
II-196, II-197, II-209, II-259, II-265,
II-276, II-287, II-297, II-305, II-307,
II-308, II-310, II-315, II-317, III-3, IV-
8, IV-14, IV-15, IV-19, IV-23, IV-31, IV-

索引

37, IV-38
災害弔慰金 . . . II-7, II-244, II-322, II-323
災害派遣要請 II-137, II-151
災害ボランティアコーディネーターII-34, II-44, II-46
災害ボランティアセンターII-22, II-34, II-37, II-41, II-44, II-46, II-260, II-262, II-267
災害用トイレII-253, II-261, II-292, II-293, II-295, II-296, II-309, II-310, II-311
在宅避難者 . . . II-37, II-46, II-202, II-266

し

自衛消防組織II-32, II-33, II-67, IV-23, IV-45
自衛消防隊 II-15, II-20, II-32, II-33
市街地再開発事業 II-51, II-53
事業所防災計画II-2, II-21, II-31, II-32, II-33, II-66, II-67, II-93, II-98, II-99, II-101, II-222, II-223, II-224, IV-7, IV-24, IV-44, IV-45
自主防災組織I-24, II-3, II-19, II-21, II-24, II-26, II-27, II-29, II-30, II-31, II-32, II-38, II-42, II-67, II-75, II-126, II-127, II-129, II-147, II-148, II-165, II-168, II-174, II-245, II-247, II-248, II-249, II-252, II-258, II-259, II-272, II-276, II-277, II-279, II-282, IV-6, IV-23, IV-42, IV-44
地震計ネットワーク II-171
し尿収集計画 II-309, II-310
し尿処理 II-23, II-238, II-292, II-293, II-294, II-295, II-296, II-304, II-309, II-310
住家被害認定調査II-293, II-294, II-306, II-307, II-316
住宅用火災警報器 II-23, II-66
消防水利 . . I-24, II-48, II-49, II-66, II-67
消防団I-20, I-22, I-24, I-25, II-10, II-19, II-21, II-23, II-25, II-27, II-28, II-30, II-36, II-38, II-39, II-42, II-43, II-126, II-127, II-132, II-138, II-140, II-144, II-145, II-146, II-147, II-148, II-155, II-157, II-158, II-162, II-168, II-173, II-174, II-242, IV-9, IV-13, IV-14, IV-19, IV-21, IV-22

職員配備態勢 II-142, II-143
食品の安全確保 II-216, II-261, II-262
食料・生活必需品等の供給・貸与 II-260
食料の供給 II-17, II-39
初動医療体制I-22, II-178, II-180, II-188, II-190
初動体制 . . . II-121, II-142, II-143, II-144
震災復興基本方針 III-3, III-5, III-6
震災復興本部I-23, III-3, III-4, III-5, III-6, III-8
震災復興マニュアル III-2, III-3, III-6
心的外傷後ストレス障害 (PTSD) . . II-201

す

水道施設 II-67, II-90, II-95, II-109, II-110, II-268, II-278, IV-39
水防活動 II-8, II-9, II-12, II-94

せ

赤十字エイドステーションII-14, II-36, II-233, II-241
全国瞬時警報システム (J-ALERT) II-165

そ

総合防災訓練II-20, II-22, II-27, II-122, II-125, IV-8

た

大規模救出救助活動拠点II-54, II-135, II-136, II-209
大規模地震対策特別措置法 IV-1, IV-22
耐震改修 II-48, II-49, II-59, II-60, II-63, II-87, II-223, II-225, II-229
耐震改修促進計画. II-47, II-48, II-49, II-58
耐震診断II-48, II-49, II-59, II-60, II-63, II-223, II-225
宅地造成等規制法 II-35, II-305
立川地域防災センター . . II-94, II-136, II-269

ち

地域危険度測定調査 I-18
地域災害医療連携会議 II-181

索引

地区隊II-143, II-167, II-219, II-242, II-262,
II-264
長周期地震動I-22, II-50, II-65, II-223, II-
225

つ

通信施設II-12, II-13, II-100, II-114, II-162,
II-171

て

鉄道施設I-12, I-22, II-14, II-91, II-93, II-
102, II-107, II-115
電気施設..... II-98
電気通信設備の優先利用..... II-162

と

東京DMAT II-148, II-183, II-189, II-191,
II-192
東京DPAT II-189, II-191, II-192, II-201,
II-202
東京消防庁災害時支援ボランティアII-20, II-
25, II-36, II-38, II-44, II-45, II-127,
II-128, II-148, II-174
東京都災害ボランティアセンター II-34, II-46
東京都震災復興マニュアル..... III-2
東京都防災会議I-10, I-14, I-15, I-16, I-18,
I-19, I-20, II-4
東京都防災行政無線II-160, II-162, II-165,
II-170, II-260
東京都防災ボランティア II-35, II-41, II-44
東京防災隣組..... II-19
東京ボランティア・市民活動センター .. II-34,
II-44, II-46
透析患者..... II-182, II-203, II-263
動物救護I-23, II-12, II-17, II-184, II-253,
II-255, II-266, II-267
道路啓開..... II-88, II-91, II-92, II-105
特設公衆電話II-101, II-156, II-171, II-232,
II-238, II-253, II-259
特定緊急輸送道路II-49, II-51, II-59, II-60,
II-87, II-88, II-90, II-91
毒物・劇物取扱施設II-67, II-69, II-76, II-
80, IV-25
特別財政援助..... II-315

都市復興基本計画..... III-7
都市復興基本方針..... III-7
土砂災害防止対策..... II-58, II-86
土地区画整理事業..... II-52
トリアージII-25, II-128, II-148, II-178, II-
182, II-183, II-194, II-195, II-196, II-
198

に

二次保健医療圏医療対策拠点.. II-180, II-181

ひ

被害想定I-1, I-2, I-3, I-10, I-11, I-13, I-
14, I-15, I-16, I-18, I-19, I-20, I-22, I-
24, II-18, II-19, II-20, II-24, II-47, II-
87, II-98, II-121, II-155, II-178, II-179,
II-219, II-242, II-268, II-271, II-292
被災者生活再建支援金..... I-26, II-7, II-323
被災者生活再建支援法..... II-323
被災者総合相談所..... III-8
被災者の生活相談I-23, II-316, II-320, II-
321
被災者臨時相談窓口..... II-40, II-44
被災宅地危険度判定土... II-35, II-45, II-305
非常無線通信..... II-11, II-162
非常用発電設備II-88, II-89, II-90, II-97,
II-111, II-123, II-124
備蓄倉庫I-23, II-94, II-221, II-268, II-269,
II-270, II-271, II-273
避難指示I-25, II-12, II-42, II-43, II-79,
II-80, II-140, II-166, II-173, II-174, II-
245, II-248, II-250, II-255, II-256, II-
257, II-258, II-259
避難所運営I-25, II-18, II-20, II-21, II-27,
II-31, II-37, II-42, II-46, II-125, II-
182, II-232, II-243, II-252, II-254, II-
262, II-264, II-265, II-267
避難所管理運営マニュアルI-25, II-243, II-
252, II-254, II-264
避難体制I-23, II-242, II-245, II-246, II-249
避難道路II-28, II-43, II-90, II-147, II-250,
II-257, II-259

索引

ふ

風評被害..... I-23, II-291
福祉避難所II-16, II-65, II-196, II-202, II-242, II-243, II-251, II-253, II-260, II-263
復興まちづくり計画..... III-7
文化財施設..... II-64, II-75, II-85

へ

ヘリコプター活動拠点 II-54, II-135, II-136
ヘリサイン..... II-136

ほ

防疫活動..... II-215, II-216
防火地域..... I-7, II-47, II-49, II-51
防災会議I-1, I-2, I-22, II-3, II-38, II-137, II-144, II-160, II-299, II-302, II-315, IV-1
防災教育II-3, II-4, II-18, II-21, II-25, II-26, II-27, II-28, II-29, II-30, IV-6, IV-33, IV-44
防災行政無線I-25, II-16, II-140, II-155, II-156, II-158, II-160, II-162, II-163, II-164, II-165, II-175, II-190, II-191, II-196, II-248, IV-4, IV-13, IV-23
保健衛生II-3, II-4, II-8, II-173, II-200,

II-238, IV-20

本部連絡員 II-138, II-141, II-160

ま

マイコンメーターII-26, II-100, II-175, IV-38

め

メンタルヘルスケア..... II-201

ゆ

輸送拠点I-23, II-54, II-94, II-124, II-268, II-269, II-271, II-273, II-274, II-275, II-280, II-283
輸送車両の確保 I-23, II-275, II-280, IV-41

ら

ライフライン施設..... II-88
ランニングストック方式..... II-185

り

罹災証明書I-20, I-23, I-26, II-6, II-176, II-292, II-293, II-294, II-304, II-306, II-307, II-316, II-317, II-328